

有機飼料

検査認証制度ハンドブック

令和6年10月

はじめに

有機飼料 検査認証制度ハンドブック作成にあたって

本書は、有機飼料の生産を始める生産者及び飼料会社等を対象に、有機JAS認証制度の概要、生産の方法についての基準、認証申請の手続きなどを平成18年にまとめたハンドブックの改訂版です。

ご承知のとおり、平成17年10月に、有機畜産物のJASが制定されました。有機畜産物を生産する場合、家畜・家さんに有機飼料を供与しなければならず、有機JASマークを付する畜産物を生産するため、外部から有機飼料を購入する場合には、有機飼料JASマークの貼付された飼料を入手する必要があります。このことから、有機畜産物のJASが制定されると同時に、飼料が農林物資として定められ、有機飼料のJASが制定されました。JAS制度に基づき、有機飼料を生産しJASマークを付して出荷する事業者は、生産行程管理者認証を取得する必要があります。

本書を参考に今後多くの生産者、生産者グループ、また配合飼料会社の方々が有機飼料の認証を取得され、これにより、最終的にJASマークのついている有機畜産物が消費者の手にとどくようになることを期待いたします。

(令和6年10月、現行の有機飼料JAS及び関連告示の内容にあわせて改訂)
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

目 次

第1章 JAS法と有機飼料の認証制度の概要	1
1. JAS法の概要	1
2. 登録認証機関	3
3. 有機飼料の分類とJAS マークの貼付	4
4. 有機飼料の認証事業者	7
第2章 JAS認証の一般的な手順	14
1. 認証申請者	14
2. 認証の手順と認証取得後の業務	16
3. 調査とその結果への対応	18
第3章 有機飼料のJASの概要	20
1. JASの構成	20
2. 有機飼料の生産の方法	20
3. 有機飼料の表示の方法	25
第4章 飼料を自給する畜産農家(及びそのグループ)の管理及び格付の方法	26
1. 対象となる認証の技術的基準	26
2 飼料を自家生産する際のは場や加工施設についての条件	26
3 格付の実施	27
第5章 飼料用大豆・とうもろこし、生草(加工なし)等を生産し、他者に出荷・販売する場合の認証取得のための取り組み	28
1. 生産行程管理者の範囲の設定	28
2. 組織・責任者・担当者の設定	29
3. 必要な施設・設備の確保	32
4. 内部規程の作成	33
5. 外注管理の方法について	37
6. 認証取得後の生産行程管理の業務	37
7. 生産の終了から出荷まで	38
8. 格付規程の作成	39
9. 認証取得後の格付業務	45
第6章 乾草(加工あり)・サイレージ・配合飼料・混合飼料を製造・加工し、他者に販売する場合の認証の取得のための取り組み	46
1. 生産行程管理者の範囲の設定	46
2. 組織・責任者・担当者の設定	47
3. 必要な施設・設備の確保	50
4. 内部規程の作成	51
5. 外注管理の方法について	55
6. 認証取得後の生産行程管理の業務	55
7. 生産の終了から出荷まで	57
8. 格付規程の作成	58
9. 認証取得後の格付業務	65
第7章 [参考情報] 有機畜産物のJASの概要	66
1. 有機畜産物の家畜・家きんに給与する飼料の基本原則	66
2. 飼料の給与に関する詳細	67

有機JASで定めている飼料に関する用語の定義

	用語	記載箇所	定義
1	有機飼料	有機飼料のJAS (定義)	有機飼料のJASに従って生産された飼料で、有機でない原材料の比率が5%以下であるもの。
2	有機飼料用 農林産物	有機飼料 のJAS (5.1原材料)	加工飼料の生産者が、その原料も自ら生産するような場合、 <u>飲食料品に供されない農産物</u> であって、その有機飼料を製造し又は加工するものにより有機農産物のJAS箇条5の基準に従い生産された農産物をいう(牧草については転換期間2年以上を適用)
3	同等国格付 飼料	有機飼料のJAS (5.1 原材料)	同等国(JAS制度と同等の格付の制度を有している国として承認した国)において格付された飼料のうち、当該同等国の政府機関又は準政府機関によって発行された証明書又はその写しが添付されているもの
4	有機飼料等	有機畜産物 のJAS (定義)	【家畜及び家さんに与える有機JASマーク付購入物の総称】 - 有機農産物のJASにより有機JASマークの付されているもの - 有機加工食品のJASにより有機JASマークの付されているもの - 有機飼料のJASにより有機飼料JASマークの付されているもの - 有機畜産物のJASにより有機JASマークの付されている乳
5	有機畜産用 自家生産飼料	有機畜産物 のJAS (定義)	【畜産物生産者が自家生産、消費する飼料の総称】 有機畜産物の認証生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、 ① 有機農産物のJASの箇条5の基準(ただし牧草の場合は、転換が2年以上)に従い生産したもの ② 有機飼料箇条5の基準に従い生産したもの
6	有機畜産用 購入飼料	有機畜産物 のJAS (野外の飼育場)	【家畜及び家さんに与える購入物の総称】 - 有機飼料) - 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、飼料添加物のうち無機塩類の補給を目的とする物質 - 化学的処理を行っていない魚粉及び藻類 - 酵素又は微生物

第1章 JAS 法と有機飼料の認証制度の概要

1. JAS法の概要

1.1 JAS制度

JAS法は、正式名称を「日本農林規格等に関する法律」という。JASとは、日本農林規格 (Japan Agricultural Standard) の英語の頭文字をとったものである。

JAS法の対象は、「農林物資」であり、次のように定められている。

- ・ 飲食料品^{注2}及び油脂
- ・ 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資^{注3}

注1: 医薬品は、JAS法の対象にはならない。

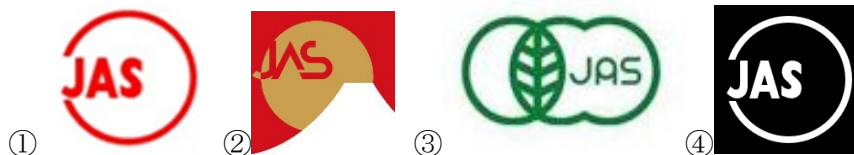
注2: 米、肉、野菜、果実、魚介類、果実飲料、しょうゆなど。

注3: 木材、いぐさ製品、生糸、**飼料**など。

JAS制度は、農林物資やこれらの取扱い等の方法についてのJASを国が定め、農林水産大臣が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者が、JASに適合することを証するマーク (JASマーク) を農林物資や事業者の広告などに付することができるという制度。この制度は、任意の制度であり、規格を満たしていても、JASマークを付すか付さないかは事業者の任意となる。(但し、有機食品に関しては次項 1.2 を参照)

現在、規格の内容に応じて 4 種類のJASマークが制定されている。

①	一般JAS (即席麺、製材、有機料理を提供する飲食店等の管理方法等)
②	特色JAS (熟成ハム、地鶏肉、青果市場の低温管理等)
③	有機JAS (有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機藻類、有機飼料)
④	試験方法JAS (生鮮トマト中リコペン等)



注) 有機飼料の場合は、上記の有機 JASマークの上部に「有機飼料」と記載すること。

1.2 有機食品・有機飼料のJASとJASマーク

「有機〇〇」と表示する食品には、農産物、畜産物、加工食品に対してJASが制定されている。またこのハンドブックの対象である飼料もJAS法の対象の農林物資であり、有機飼料のJASが制定されている。このうち、有機農産物、有機畜産物と有機加工食品は、

JAS法の政令において「指定農林物資」に指定されているので、有機の表示をする際には、必ずJAS マークを付さなければならないが、有機飼料はこれに指定されていないのでJAS マークの貼り付けは1.1 で述べたとおり任意となる。このように「有機〇〇」の表示には、規格の種類によって、表示の際にJASマークが必須なものと、任意のものがある。



有機飼料に有機飼料JASマークを付して出荷する場合には、JAS認証を取得し、格付をした上でなければJASマークを貼ることはできない。

(表示とJASマーク貼付の関係)

JAS		商品の例	JASマーク貼付
有機農産物		米、野菜、果物など	必須
有機加工食品	有機農産物加工食品	野菜加工品、醤油、豆腐、ジュースなど	必須
	有機畜産物加工食品	牛乳、乳製品、ハム・ソーセージなど	必須
	有機農畜産物加工食品	畜産物と農産物を原料として同程度使用する食品	必須
有機畜産物		肉、卵など	必須
<u>有機飼料</u>		<u>牧草、配合飼料など</u>	<u>任意</u>
有機藻類		わかめ、昆布など	任意

注) 有機飼料の場合は、有機農産物などと異なり、輸入業者によってJASと同等の制度をもつ外国のオーガニック製品にJASマークを貼る制度はない。このため外国の有機飼料について、JASマークを貼付した飼料を国内で流通させるには、外国の有機飼料生産者が、外国でJAS認証を取得した上で、JASマークを貼付し、日本に輸出しなければならない。

(輸入の方法)

農林物資の種類	指定か否か	輸入の方法
有機農産物、 有機畜産物、有機加工食品	指定農林物資	① 外国の事業者が、JAS認証を取得してJASマークを貼ったものを輸入する。 ② JAS同等国の現地の認証品については、輸入業者がJAS認証を取得して輸入時にJASマークを貼ることが可能。
<u>有機飼料</u>	指定農林物資でない	① 外国の事業者が、JAS認証を取得してJASマークを貼ったものを輸入する。 ② JAS同等国の現地の認証品については、輸入業者が証明書を入手して同等国格付飼料として流通させることが可能。

2. 登録認証機関

2.1 登録認証機関とは

JAS制度では、認証の基準や製品の規格は国が定めているが、認証業務は、国の登録を受けた第三者機関である登録認証機関が行う。認証を受けようとする生産行程管理者(P7参照)は、登録認証機関に認証を申請し認証を受けなければならない。

2.2 登録認証機関の業務

登録認証機関は、主に次の業務を行う。

- ・ 認証申請者に対しての認証業務
- ・ 認証を受けた事業者に対して、引き続き基準を満たしているかどうかの調査業務
- ・ 調査の結果、基準を満たしていないことがわかった場合の、改善指摘、業務の一時停止、認証の取消し等の措置

2.3 登録認証機関の数

登録認証機関の名称と所在地などの情報は、以下の農林水産省のホームページにて確認が可能である。

[有機登録認証機関一覧:農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

ただし、登録認証機関は、業務を行う区域と認証を行う農林物資を定めており、すべての登録認証機関が日本全国(また外国)の飼料生産者の認証を行うとは限らない。従って上記の掲載された登録認証機関一覧の表中「認証を行う農林物資」の欄に有機飼料が記載されていること、また「認証を行う区域」に自らの所在地が含まれている登録認証機関を探して、申請をする必要がある。

3. 有機飼料の分類とJAS マークの貼付

3.1 有機畜産物の家畜・家さんの飼料の分類

有機畜産物を生産する生産者が、家畜及び家さんに給与することができる飼料については、JAS上の用語として、次のように分類されている。

用語		説明	内容		事例
有機畜産用自家生産飼料		生産行程管理者が自ら生産するものの (畜産物の生産者自らが生産するので、有機JASマークはつけない)	有機農産物		自家生産の食用大豆など
			有機飼料	加工工程のないもの(注 2)	自家生産の飼料用とうもろこし、生草など
				加工工程を経るもの(注 2)	自家配合飼料、自家製TMR ¹ 、サイレージなど
			有機畜産物の規格を満たす有機乳		乳
有機畜産用購入飼料	有機飼料等(注1)	外部から購入するもので、右の表に該当するもの <u>(有機JASマークがついていること)</u>	有機農産物		大豆、とうもろこし、くず米・麦など
			有機加工食品 (但し、乳以外の畜産物は使用不可)		おから、粉末乳、りんご粕・ビール粕など
			有機飼料(注 1)	加工工程のないもの(注 2)	飼料用とうもろこし、生草など
				加工工程を経るもの(注 2)	配合飼料、TMR、サイレージなど
			有機畜産物の規格を満たす有機乳		乳、ホエイ
	その他	有機ではないが使用可能なもの	無機塩類の補給を目的とする飼料添加物		ビタミン類、ミネラル類、有機酸、乳酸菌など
			魚粉又は藻類(全体の5%未満に限る)		魚粉又は藻類
			酵素又は微生物		酵素又は微生物

注)

1. 上記の分類のように「有機飼料等」と「有機飼料」は異なるので有機畜産物のJASを読むときには、注意が必要である。このハンドブックでは、網掛け部分の有機飼料を対象として解説している。
2. 加工工程のないもの、経たものは、認証の技術的基準上は次のように記載されている。

¹ TMR(Total Mixed Rations:完全混合飼料) :選り食べができないように完全に混合された飼料のこと

上記の表の表現	JASの認証の技術的基準上の表現
加工工程のないもの	調製又は選別の工程のみを経たもの
加工工程を経たもの	調製又は選別の工程以外の工程を経たもの

このように家畜、家さんの飼料には、①有機農産物(人も動物も食べられる)、②有機加工食品(人も動物も食べられる)、③有機飼料(人は食べない)、④有機乳の4種類がある。

また、③の有機飼料の中には、加工工程のない飼料(放牧地の牧草、飼料用とうもろこしなど)と、加工工程を経た飼料(サイレージ、TMR、配合飼料、混合飼料など)に分けられる。

JAS制度において、制度上JASマークの貼付は任意であるが、認証を取得して有機畜産物にJASマークを付す場合の家畜・家さんの有機の購入飼料は、有機飼料JASマークを付したものでなければならない。ただし、これらの有機飼料の入手が困難な場合に限り、同等国格付飼料(有機飼料JASマークのついていないもの)を、有機JASマークをつける対象となる家畜のための有機飼料とみなすことはできる

また、国内において飼料会社により製造され、有機飼料JASマークを付する場合、この飼料会社は有機飼料の生産行程管理者認証を取得した上で有機飼料JASマークをつけなければならない。

3.2 適用される認証の技術的基準

認証を受けるには事業者の種類別に定められた「**認証の技術的基準**」に適合することが必要である。但し、飼料の場合、飼料用農産物(牧草(加工工程のないもの)や単味飼料)と、サイレージ、配合飼料など加工工程を経るものの生産の場合とで、認証を受ける場合の「認証の技術的基準」が異なるので注意が必要である。下の表のように、粗飼料であっても、サイレージは加工工程を経た飼料とみなされ、有機加工食品と同じ認証の基準が適用される。畜産農家が自給用に調製するヘイバール程度までのものは、加工工程なしと考え、ヘイキューブのように機械乾燥を前提とするものは、加工ありと考える。

[JAS上の分類と適用される認証の技術的基準との関係]

飼料の分類		JASの分類	適用される認証の技術的基準
粗飼料	飼料用とうもろこし(単味)、牧草(加工していないもの)	選別・調製の工程のみを経たもの ⇒加工工程を経ないもの	『有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者等の認証の技術的基準』 (平成17年11月25日告示第1830号)
	サイレージ	選別・調製以外の工程を経たもの ⇒加工工程を経たもの	『有機飼料(調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)及び加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準』 (令和4年9月28日告示第25号)
濃厚飼料	配合飼料混合飼料	加工工程を経たもの	

注)但し、JAS 認証は、農林物資の種類ごと(このハンドブックでは「有機飼料」)に認証されるので、
どちらの認証の技術的基準を適用されても(又は両方の技術的基準を適用されても)、認証は、
「有機飼料の生産行程管理者」認証のひとつの認証になる。

有機飼料(選別又は調製のための工程を経たもの＝加工工程のないもの)としては、例えば次のようなものが考えられる。

- 放牧地の牧草
- 青刈りトウモロコシ・ソルゴー(そのまま給与する場合のみ)
- トウモロコシ・大豆等で、圃場で刈り取ったままを貯蔵して出荷するもの(輸入の単味飼料を含む)
- くず大豆・くず米など、食用農産物としてではなく、飼料として販売する場合

現状では国内において加工工程のない飼料の販売はわずかであり、乾草やサイレージとして販売されることが多い。

4. 有機飼料の認証事業者

4.1 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

有機飼料の生産を管理または把握する組織を「生産行程管理者」といい、JASマークをつけて出荷するには、有機飼料の生産行程管理者の認証を取得しなければならない。

(2) 生産行程管理者の構成

生産行程管理者には、次の2つの構成方法がある。

① 生産者や生産行程を管理・把握する販売業者が生産行程管理者となる。

② 生産者等がグループを作り生産行程管理者となる。

4.2 小分け業者

生産行程管理者によりJASマークを付された有機飼料を小分けし、JASマークを再度貼り付ける業者は小分け認証を取得しなければならない。

尚、有機飼料には、輸入業者認証は存在せず、有機農産物のように同等性のある外国のオーガニック・マークのついている飼料を輸入し、それに輸入業者がJASマークを貼ることはできない(P2参照)。輸入業者が、すでに外国の事業者によりJAS格付された有機飼料 JASマークつきの有機飼料を輸入してそれを小分けする場合は、小分け業者認証が必要である。

4.3 有機飼料の生産行程管理者の認証の対象

(1) 自給飼料は畜産物の生産行程管理者の認証に含まれる

有機畜産農家自らが自給する有機飼料についても、有機飼料の規格を満たさなくてはならないが、自給飼料の場合JASマークをつける必要はない。有機畜産物の生産行程管理者認証に飼料の生産が含まれているので、あらためて「有機飼料の生産行程管理者」認証を追加で取得する必要はない。

また、JASマーク付の単味飼料を購入し、有機畜産物の生産行程管理者が自家配合して使用する場合も、有機飼料の認証は必要ない。

(2) すでに別の有機認証を取得している場合

①有機畜産物の生産者

外部の畜産生産者に有機飼料を販売、供給する場合は、有機畜産物の生産行程管理者の認証を受けていても、JASマークつきの飼料を他に出荷するのであれば、「有機飼料の生産行程管理者」認証を受け、JASマークを付さなければならない。

②有機農産物の生産者

食用に供しない農産物(例:飼料用の品種)を生産し、JASマークをつけて出荷する場合は、改めて「有機飼料の生産行程管理者認証」を取得しなければ、JASマークの貼付はできない。

③有機加工食品の生産者

同様に「有機飼料の生産行程管理者」の認証を取得していなければ、加工された飼料へのJASマーク貼り付けはできない。ただし、おからのように通常、食品として流通しているもので、品質も食用として消費可能な状態のものについては、有機飼料として格付けすることなく、有機加工食品の格付で家畜へ給与することが可能であるので、この場合は「有機飼料の生産行程管理者」認証を取得しなくても、「有機加工食品の生産行程管理者」認証で有機加工食品としてJASマークを貼付して出荷することが可能。

④有機農産物の小分け業者

大豆や米の選別くずの場合、あきらかに食用として消費できないものは、「有機飼料の生産行程管理者認証」が必要となる。

但し、有機農産物の生産者(有機加工食品の工場)が有機農産物と有機飼料の両方の認証を取得する必要があるケースであっても、認証を取得するための技術的基準は、有機農産物と有機飼料は同じ要求事項であるので、内部規程や格付規程を重複して別々に持つ必要はなく、また1回の検査で2つ(有機農産物と有機飼料)の生産行程管理者認証の取得が可能である。

【すでに他の有機認証を取得している場合の有機飼料の認証の必要性】

既存の認証の区分	飼料についての生産	有機飼料の生産行程管理者認証	使用するJASマーク
有機畜産物生産者	飼料の自給	不要	不要
	他者への飼料供給	必要	有機飼料JASマーク
有機農産物生産者	食用農産物の供給 (例:食用とうもろこし)	不要(有機農産物の認証でよい)	有機JASマーク
	飼料農産物の供給 (例:飼料用とうもろこし)	必要	有機飼料JASマーク
有機加工食品生産者	加工食品の供給 (例:おから、酒粕)	不要(有機加工食品の認証でよい)	有機JASマーク
	残渣物の供給(例:ビートパルプ、バガス)	必要	有機飼料JASマーク
有機農産物の小分け業者(精米業者、大豆選別業者)	有機農産物としての供給 (例:食用として使用可能なくず米など)	不要(有機農産物の小分けの認証でよい)	有機JASマーク
	有機飼料としての供給 (例:食用に供さないくず米や大豆篩い下)	必要	有機飼料JASマーク

(3) 事例の検討

ア. JAや飼料会社による飼料の買い上げと販売

JAや飼料販売会社が管内の飼料生産者の生産した飼料を買い上げ、畜産生産者に販売する場合は、JAや飼料会社等が認証を取得して格付行為を行うことが想定される。

イ. 飼料会社によるTMRの製造と販売

生産者及び生産者グループが生産した牧草(乾草)等を仕入れて飼料会社等がTMRを製造して販売する場合は、

- ① 原料生産と飼料製造が別々の管理の場合は、原料生産者が、有機飼料の生産行程管理者の認証を取得し(適用される技術的基準は、「調製又は選別の工程のみを経たもの」)、この段階で有機飼料JASマークを付して飼料会社に供給し、飼料会社が、別に有機飼料の生産行程管理者の認証を取得して(適用される技術的基準は、「調製又は選別の工程以外の工程を経たもの」)、最終製品のTMRに、有機飼料JASマークをつける。
- ② 飼料会社により、生産者の栽培段階の行程管理が可能な場合は、すべてをグループとして有機飼料の生産行程管理者の認証を取得して(適用される技術的基準は、上記の両方)、最終製品であるTMRの格付の際に、栽培行程も格付検査をする。

ウ. 飼料会社が配合飼料を製造する場合

JASマーク付きの輸入有機飼料又は同等国格付飼料を仕入れて、有機配合飼料を製造する場合、「有機飼料の生産行程管理者」の認証が必要である(適用される技術的基準は「調製又は選別の工程以外の工程を経たもの」)。

エ. 輸入飼料で表示を変更しない場合の販売会社

外国の飼料生産者がJAS認証を受けJASマークをつけて輸入される場合(乾草も混合飼料も同じ)、その飼料を小分けしたり、マークの再表示をすることなく、外国の生産者のJASマーク表示の状態で畜産生産者に販売する場合、これらの取扱業者は、認証の必要がない。但し、JAS法第4条に規定されているとおり、自らの管理下において、薬剤汚染や、非有機との混合が起こった場合には、JASマークを抹消する義務がある。(この場合、有機表示はできない。)

飼料の生産者について、より詳しく認証の必要性の有無、どの認証が必要かについてまとめたのが次頁の表である。

生産飼料の種類別の認証の必要性のまとめ表

注) 表の用語の読み方については、表のあとの補足を参照のこと

通称	飼料等の種類	取扱い業者	販売の有無	JAS 上の種類	JAS	適用される技術的基準
粗 飼 料	放牧用牧草	生産者・生産者グループ	無 (すべて自給)	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物 ⇒有機農産物	告示1832号
	乾草・ロールバック・サイレー グラス・サイレー ジ	生産者・生産者グループ	無 (すべて自給)	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物 ⇒有機飼料	告示1832号
			有	有機飼料(加工あり)	有機飼料	告示1830号と25号
	デント・コーン・サイレー ジ	飼料会社、JA 等	有	有機飼料(加工あり)	有機飼料	告示1830号と25号
	青刈りデント・コーン	生産者・生産者グループ	無 (すべて自給)	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物 ⇒有機飼料	告示1832号
	飼料用稲 WCS ²	米生産者	有	有機飼料(加工なし)	有機飼料	告示1830号
		飼料会社・JA 等	有	有機飼料(加工なし)	有機飼料	告示1830号
	くず米・麦、大豆、根菜類・野菜等(加工工程を含まないもの)	生産者・生産者グループ	無 (すべて自給)	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物 ⇒有機農産物	告示1832号
	りんご粕・ビール粕等の自家製サイレー ジ	生産者・生産者グループ	無 (原料は購入)	有機飼料等	有機畜産物 ⇒有機飼料	告示1832号 (原料はJAS マーク付であること)
	稲藁	米生産者	有	有機飼料(加工なし)	有機飼料	告示1830号

2 飼料用稲WCS(Whole Crop Silage ホールクロップサイレージ):茎葉と穀実を一緒に密封貯蔵してサイレージにしたもの

TMR	自家製TMR	生産者・ 生産者グル ープ	無 (原料は 購入)	有機飼料等	有機畜産物	告示1832号 (原料は JAS マーク付であ ること)
			有	有機飼料(加 工あり)	有機飼料	告示1830号 及び25号
		飼料会社、 JA等	有	有機飼料(加 工あり)	有機飼料	告示 1830 号 及び 25 号
濃 厚 飼料	単味(飼料原料 で、加工工程を 含まないもの)	輸入会社 (小分け作業 がある場合)	有	有機農産物 (食用) 有機飼料(食 用以外)	有機農産物 (食用) 有機飼料 (食用以外)	小分け業者
		飼料会社、 JA 等(単味 のまま小分 けする場合)	有	有機農産物 (食用) 有機飼料(非 食用)	有機農産物 (食用) 有機飼料 (非食用)	小分け業者
	配合飼料・単体 飼料(圧ぺんとう モロコシ・大豆等 加工工程を含む もの)	飼料会社、 JA 等 (配 合、圧ペン 等の加工工 程がある場 合)	有	有機飼料(加 工あり)	有機飼料	告示25号
	混合飼料(イース ト菌・乳酸菌等混 合飼料等)	飼料会社、 JA 等	有	有機飼料(加 工あり)	有機飼料	告示25号
飼 料 原料	コーン、ソルガム、 飼料用大豆等	外国有機 飼料生産者	有	有機飼料(加 工なし)	有機飼料	告示1830号
	破碎米・食用くず 大豆等	外国有機 農産物生 産者	有	有機農産物	有機農産物	告示1830号
乾草	乾草	外国有機 飼料生産 者・外国飼 料会社、商 社等	有	有機飼料(加 工あり)	有機飼料	告示1830号 及び25号

混 合 飼 料 等	混合飼料(イースト菌・乳酸菌等混合飼料等)	外国製造業者	有	有機飼料(加工あり)	有機飼料	告示25号
-----------	-----------------------	--------	---	------------	------	-------

【補足】

1.この表中、適用される技術的基準は便宜的に次の略語を使用している

表中の名称	適用する認証の技術的基準	
有機農産物	告示1830号	有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(平成 17年11月25日農林水産省告示第1830号)
有機飼料(加工なし)		
有機加工食品	告示25号	有機飼料(調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)及び加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号)
有機飼料(加工あり)		
有機畜産物	告示1832号	有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(平成17年11月25日農林水産省告示第1832号)

2.「告示1830号及び25号」と記載されているのは、例えば生草を乾燥して乾草にして出荷する場合、生草の生産部分について1830号を、乾草工程において25号を適用するということである。このように、加工工程のある有機飼料の場合で、原料を自家生産する場合は、2つの基準を見る必要があるが、認証自体はあくまで、「有機飼料の生産行程管理者」認証1つである。

3.JASの項目で、「有機畜産物⇒有機農産物」等と記載があるのは、有機畜産物の規格に定められているが、実際は有機畜産物の規格に、有機農産物(有機飼料)で定められた生産をするように記載されているという意味である。

第4章～第6章にかけて、適用される認証の技術的基準の別に、その認証取得のための管理方法及び格付の方法についてまとめている。

	対象	飼料の分類	認証の技術的基準
第4章	飼料を自給する畜産農家 または畜産物生産グループ	有機畜産用 自家生産飼料	有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(平成17年11月25日農林水産省告示第1832号)

第5章	単実飼料、牧草(加工なし)にJASマークを付して出荷する生産者及び生産者グループ	有機飼料(加工なし)	有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(平成17年11月25日農林水産省告示第1830号)
第6章	サイレージ、混合飼料、配合飼料にJASマークを付して出荷する生産者及び生産者グループ、飼料会社	有機飼料(加工あり)	有機飼料(調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号)

第2章 JAS 認証の一般的な手順

1. 認証申請者

1.1 認証申請を受理されない事

業者

ア. 法律で定められている事項;

次のような個人・組織・団体は、認証の受付をすることができない。

- ① JAS法に違反して罰則を受け、まだ1年を満たない組織
- ② JAS法に違反して罰則を受け、まだ1年を満たない個人が代表や役員をしている組織
- ③ JAS法に違反して罰則を受け、まだ1年を満たない個人が別の組織の代表や役員に就任して申請するその別の組織

イ 登録認証機関の業務範囲事項

登録認証機関では、業務範囲(地域)を決めて登録しているので、申請する事業者がその対象地域にあることを確認する必要がある。

ウ 認証にあたっての条件

認証の申請者は、認証を取得するにあたって次の事項に合意することを認証の条件とするよう、省令で定められている。

認証取得にあたっての条件

(1)	認証取得後、業務実施にあたり、「 認証の技術的基準 」に適合するよう維持すること。
(2)	JASマーク貼り付けに関しては、JAS 法で定められた以下の内容を守ること ① 必ず、格付を実施した後に出荷をする。 ② 認証事業者のメンバー以外の外部の者に、JASマークの貼付の依頼はしない。(外注事業者であっても認められない) ③ 一度JASマークを貼った後に、JASを満たさなくなったら責任をもってJASマークをはがす
(3)	農林水産省や農林水産消費安全技術センターに対し、以下の内容を守ること ① 不適合が見つかって、改善命令が出たら改善する。 ② 報告を求められて、これを拒否したり、虚偽の報告をしたりしない。 ③ 立入検査の拒否、妨害、忌避をしない。
(4)	認証事項を変更したり、JASマークの貼付の業務を廃止したりするときは、あらかじめ登録認証機関に通知すること。
(5)	認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証誤解のないように表現すること。
(6)	例1:受けている認証の内容を間違って説明する。 例2:JASで保証していないことまで保証しているかのように説明する。

(7)	(5) (6)の条件に違反していると登録認証機関が判断して、広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
(8)	上記の(5) (6)のほか、他人にJAS認証やJASマークに関する情報の提供を行う場合は、誤解を招かないようにすること。
(9)	登録認証機関が行う年次調査や不定期の調査等に協力すること。
(10)	毎年6月末日までに、その前年度の格付実績等を登録認証機関に報告すること。
(11)	認証事業者は、格付に関する記録を定められた期間保存すること。
(12)	登録認証機関が、必要な報告を求めたたら対応すること。また、事務所、ほ場、工場等を訪問し、JASマーク、JAS品の広告又は表示、製品、ほ場、施設、帳簿その他を検査させること。 (認証機関の関係者には守秘義務がある)
(13)	(1)から(10)までの条件に違反したり、(12)の報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、検査を拒否、妨害、忌避をしたときは、登録認証機関は、認証の取消し又はJAS製品の出荷の停止を請求できること。
(14)	(13)の請求に応じないときは、登録認証機関は認証を取り消すことができること。
(15)	登録認証機関が認証・一時停止・取消し等の情報を、一般に公表をすること。
(16)	認証を取り消されたときは、JASマークを貼った製品の出荷を停止し、登録認証機関が適切でないと認めたJASマークを抹消すること。
(17)	認証を取り消された日から相当の期間が経過した後もJASマークを付した製品を出荷し、登録認証機関が適切でないと認めたJASマークを抹消しない場合、登録認証機関がその旨を公表すること。

1.2 認証の手順・認証の料金の確認

登録認証機関は、認証の手順、認証手数料・調査手数料を公開しなければならないので、申請にあたって認証の申請を行う事業者は、登録認証機関からこれらの情報を入手し、理解不足のないように事前に検討する。農林水産省のホームページで確認が可能(P3 参照)。

2. 認証の手順と認証取得後の業務

2.1 認証の手順と、認証取得後の業務

	ステップ	内容
(1)	JAS制度をよく知る	登録認証機関は、ホームページや書面を通じて、法律等で定められた項目(認証の手順、権利と義務、料金など)について、認証申請者に提供すべき情報を公開しているので、これら入手して、JAS制度について十分な知識を得る。
(2)	講習の受講・修了	生産行程管理責任者、格付担当者の役割を担う人は、講習会の修了が認証を取得するための必須条件となるので、認証を取得するまでに、認証機関が指定する講習会を受講すること。
(3)	申請書の提出	申請書の様式を、登録認証機関から取り寄せ、提出する。 また、申請書には内部規程や格付規程をはじめとする添付資料を添付する。(このハンドブックの第5章～第6章を参照して準備を行い、「認証の技術的基準」を参照し、生産行程の管理・把握の方法、JASマークを付す際の「格付」の手順などを定める。)
(4)	申請書の受理	申請書の必要書類がそろい、かつその内容を見て、受理可能かどうかを判断する。 [申請が受理されない場合] ・ JAS法で申請を受理できないことになっている事業者(過去1年間JAS法の罰則を受けた事業者など) ・ 申請書を一覽して、明らかにJASの制度が理解できているとは思えない場合。
(5)	書類審査	申請書の内容が、認証の技術的基準やJASを満たしているかについて、書類審査される。
(6)	実地検査	書類審査で問題なければ、実地検査を受ける。実地検査では、申請書の内容と、現場の実践状況が一致し、認証の技術的基準やJASを満たしているかどうかを検査する。
(7)	不適合の是正	検査時に、基準をまだ満たしていない状態である場合は、「改善指摘事項」が提示され、検査員(及び登録認証機関)と打ち合わせた期限までに改善を完了する。
(8)	判定	改善が終了したあと、認証が可能かどうかの判定が行なわれる。検査員は認証をする、しないの判断はできず、検査員以外の判定員が最終判断をする。
—	[異議申し立て]	判定結果その他に異議がないかどうか確認し、内容に不服がある場合は、異議申立ての手続きをすることができる。
(9)	認証書の交付	認証をされた場合は、認証書が交付される。認証書は、重要な書類な

		ので、大切に保管する。(取消しを受けた場合などは、返却を求められる) 認証を取得したら、「有機飼料のJAS」に該当する飼料に有機飼料JASマークを貼り付けることが可能となる。
(10)	年次調査・不定期調査	登録認証機関は、1年に1度、または特別な場合は不定期に、認証の技術的基準が引続き守られているかどうかを調査する。
(11)	変更事項の届出と調査	業務内容に変更があった場合は、必ず変更届を出す。
(12)	格付実績(格付表示実績)の報告	毎年、前年4月から当年3月までの1年間、JASマークを貼り付けた実績(重量)を、6月末までに登録認証機関に提出する。

2.2 認証内容の公表

認証を受けた事業者は、登録認証機関のインターネットその他方法にて、認証事業者の名称、住所などが公表される。

また、①認証の内容が変更になった場合、②認証の一時停止措置を受けた場合、③認証の辞退(業務廃止)の届出を提出した場合、④認証の取消しを受けた場合も、インターネットその他方法により告知される。

3. 調査とその結果への対応

3.1 調査の種類

認証後も、認証を受けた事業者が引続き認証の技術的基準を満たしているかどうか、登録認証機関が調査を行う。調査には、定期調査と不定期調査がある。調査料金もあらかじめ登録認証機関により公表されている。

① 定期調査

おおむね1年に1回、年次調査を受ける。

② 不定期調査

不定期調査は次のような場合に実施される。

ア. 認証を受けた事業者から、変更の届けがあった場合で、その内容について現地確認が必要な場合。

イ. 認証を受けた事業者が、認証の技術的基準を満たしていないと思われる事例や情報が寄せられた場合。

ウ. JASや認証の技術的基準が変更になった場合に、新しい規格に従った業務ができているかどうか確認する場合(この場合通常は、定期調査で再確認されることが多い)。

3.2 改善指摘、JASマーク貼付の一時停止、認証の取消し

調査の結果、認証の技術的基準を満たしていない不適合が見られた場合、次の3段階で対応がとられる。

対応の段階	不適合の内容	認証機関の対応
改善要求	次のような不適合があるが、短期間に改善と再発防止対策がとられるとき。 ・ 認証の技術的基準に軽微な不適合がある。 ・ 格付及びJASマークの表示に係る法の規定に軽微な不適合な事実がある。 ・ 広告又は表示に関し、不適切なものがある。	・ 事業者は、原因究明、再発防止対策、是正された対策の検証についての改善報告書を提出する。 ・ 登録認証機関は、是正された内容の確認を行い、今後違反が起きないことを審査する。
格付業務及びJASマーク貼付品の出荷の停止	・ 故意又は重大な過失(注)でない範囲で、JAS法の規定に違反したとき。 ・ 認証の技術的基準に適合しなくなっているが、1年以内に認証の技術的基準に適合することが見込まれるとき ・ その他、申請時に誓約をした項目の	・ 事業者は、格付業務再開にあたって、違反事項に対する原因究明、再発防止対策、是正された方法の検証についての改善報告書を提出する。 ・ 登録認証機関は、是正された

	違反、報告徴収の拒否、虚偽の報告、正当な理由のない検査の拒否、妨害、忌避。	内容の実地確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は格付業務を再開可能とする。
認証取り消し	・ 認証事項が認証の技術的基準に該当しなくなり、今後も見込まれないとき ・ JAS法のJASマーク表示について違反し、その違反行為が故意又は重大な過失(注)によるとき。 ・ 正当な理由がなくて法に基づく命令違反、報告の未実施、虚偽報告、検査拒否、妨害、忌避したことを理由として、農林水産大臣が、取消しを求めたとき。 ・ 認証機関の措置に対応しないとき。	・ 一旦認証を取り消したら、1年間は申請を受け付けないこととする。 ・ 再認証の際には、違反事項に対する原因究明、再発防止対策、是正された内容検証についての改善報告書を提出する。 ・ 登録認証機関は、是正された内容の実地確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は再認証の処理を行う。

注：重大な過失とは？

表の中に記載している重大な過失について、その事例としては次のようなものがあげられる。これらの不適合については、場合によっては認証の取消しに該当しかねない行為であるので、十分注意する必要がある。

- (1) 担当者のミスにより長期にわたり、JAS不適合となった製品にJASマークを付して出荷した。
- (2) 長期にわたり、あやまって製品の格付検査をせず、JASマークを貼付して出荷した。
- (3) 長期にわたり、格付記録の記入を失念していた。
- (4) 格付記録簿へ、長期にわたり誤った記録をしていた。

第3章 有機飼料のJASの概要

1. JASの構成

有機飼料のJASの構成は次のようになっている。具体的な生産と表示の基準は簡条5と簡条6に記載されている。

	項目	解説
簡条1	適用範囲	(省略)
簡条2	引用規格	(省略)
簡条3	用語及び定義	JAS内で使用する言葉の定義が定められている。
簡条4	有機飼料の生産の原則	有機飼料の生産の原則として、有機基準で生産された特性を維持することが謳われている。
簡条5	生産の方法	この章の生産方法を満たした飼料にJASマークを貼ることができる。
簡条6	表示	JASマークを貼る場合には、この章の表示基準を守らなければならない。
附属書A	調製用資材	サイレージで使用可能な資材の名称が記載されている。
附属書B	薬剤	加工場内の有害動植物防除のために使用できる資材の名称が記載されている。

有機飼料のJASは、牧草等の粗飼料、サイレージ、配合飼料などの飼料すべてをひとつの規格にまとめている。このため規格の書き方としては、配合飼料の規格のような形で書いてあるが、何も配合しないものは原料の飼料用農産物が配合比率100%とみなして読む。

以下にJASを次の3つ①飼料用農産物、②乾草・サイレージ、③配合飼料(自家配合を含む)に分けて説明をする。

2. 有機機飼料の生産の方法

2.1 飼料用農産物

JASに有機飼料用農産物という名称で記載されているものは、例えば、飼料用品種のとうもろこし、牧草(乾燥していないもの)などが該当する。

有機飼料用農産物は、基本的に有機農産物のJASを満たした方法で生産されたものをいう。つまり有機農産物と全く同じ作り方をしたものは飼料として使える。但し、多年生作物の場合、通常の農産物は収穫前3年以上有機的管理をされなければならないのに対し、牧草に関しては収穫前2年以上有機的管理がされていれば、有機飼料とみなされる。

【有機的管理の必要期間⇒転換期間】

植物	禁止資材を使用しなくなつてからの期間
多年生作物(牧草を除く)	収穫前3年以上有機栽培を行ったほ場であること
牧草	収穫前2年以上有機栽培を行ったほ場であること
上記以外の作物	は種又は植付けの前2年以上有機栽培を行ったほ場であること

以下に有機農産物のJASの箇条5(有機農産物の生産の方法)についてその概要(きのご類及びスプラウト類に係る内容を除く。)を表に整理する。

項目	概要
ほ場又は採取場	・ 周辺から禁止物質が飛来・流入しないよう必要な措置を講じていること ・ 上記の表にある、有機的管理の必要期間を満たしたほ場で栽培すること ・ 転換期間中有機の場合は、転換開始後1年以上たつて収穫されたものであること ・ (採取場の規定については省略)
ほ場に使用する種子又は苗木等	・ 有機栽培により生産された種苗であること ・ 有機の種苗の入手が不可の場合は、禁止物質で種子処理のされていないものを使用すること。 ・ 以上が困難な場合は、非有機で処理済みの種子の使用が可能であるが、種子繁殖のものは種から、苗購入の場合はもっとも若齢の苗を導入し栽培すること。 ・ 遺伝子組換えのされてない種苗であること
ほ場における肥培管理	・ 当該ほ場の残渣などを使用したたい肥などを使用することにより土作りを行い、農地の生産力を維持増進して、生産すること。 ・ 上記では十分な生産が出来ない場合は、表A.1に記載された肥料及び土壌改良資材の使用が可能である。
ほ場における有害動植物の防除	・ 耕種的防除、物理的防除、生物的防除、及びこの組み合わせにより、有害動植物の防除を行うこと ・ ただし、農産物の生産に重大な危険が急迫している場合で、上記での対応では対応困難な場合は、表B.1に記載された農薬の使用が可能である。 ・ 表B.1の資材のうち遺伝子組換えされたものは使用できない、また農薬取締法など関連法規を遵守すること。
一般管理	・ 土壌、植物に使用禁止資材を施さないこと
育苗管理	・ 有機ほ場以外で育苗を行う場合、その場所に禁止物質が飛来、流入しないよう対策を講じること

	育苗用土は、有機ほ場の土、過去2年以上禁止物質が使用されていない場所の土(山土など)、別表A.1の資材が使用できる。
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装、その他の収穫以後の工程に係る管理	- 有機の農産物が非有機の農産物と混合されないこと - 作業場内の有害動植物の防除は、基本的に薬剤を使用しないこと。これが難しい場合は、有機農産物の表B.1または有機加工食品の表B.1の薬剤を使用することが可能であるが、有機農産物を汚染しないこと - 品質保持も外部資材に頼ることなく行う必要があるが、それで不十分な場合は、表D.1の調製用資材を使用することができる。 - 放射線照射を行わないこと - 有機農産物を農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理すること

2.2 乾草・サイレージ

ア. 乾草

乾草については、通常収穫した飼料用農林産物としての牧草を、乾燥するだけの工程が発生する。この場合、乾燥の設備・置き場において、非有機のものの混入、薬剤の汚染のないようにしなければならない。生草を他者から購入して乾草にすることは考えにくいので、以下の説明は生草も自ら生産することを前提に記載する。

有機飼料のJASの読み方としては次のように読む

項目	概要
原材料	有機飼料用農林産物(自家で生産した非食用の生草) (この段階ではJAS マークはつかない。生産方法は前項 2.1 を参照)
原材料の配合割合	有機飼料用農林産物を100%
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	- 物理的または生物の機能を利用した方法で生産すること(単なる乾燥工程なので問題なし) - 有機の原料に非有機の原料が混入しないように管理すること - 乾燥の作業場内の有害動植物の防除は、基本的に薬剤を使用しないこと。これが難しい場合は、別表2の薬剤を使用することができる。 - 放射線照射を行わないこと - 有機飼料を農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理すること。

注)この乾草のJAS適合性を確認(格付)する場合には、単なる上記の乾燥工程だけでなく、原料の有機飼料農林産物の生産の方法の適合性(有機栽培されたかどうか)も合わせて確認する。
(第6章を参照)

イ. サイレージ

サイレージは、「牧草等(乾燥して水分量を低下させたものを含む)をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調整する飼料をいう」とJASに記載されている。

サイレージは使用できる調製用資材が表A.1に記載されており、これらに限り使用することが可能である。ただし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

有機飼料のJASの読み方としては次のように読む

項目	概要
原材料	【例】 - 有機飼料用農林産物(自家生産の牧草、とうもろこし、ソルガム)(自家生産のものでJASマークなしのもの) - 有機飼料(外部から導入する食品残渣等がある場合)(JASマーク付) - 一般の加工食品(米ぬか、ふすま)(遺伝子組換えでないもの、放射線照射のされていないもの)
原材料の配合割合	【例】 - 有機牧草 〇〇% - 有機とうもろこし 〇〇% - 有機ソルガム 〇〇% - 有機飼料(購入食品残渣) 〇〇% - 一般の加工食品(非有機の米ぬか、ふすま △△%) 上記非有機の原料△△%が5%以下であること
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	- 物理的または生物の機能を利用した方法で生産すること(サイレージは生物の機能を利用した方法なので問題なし) - サイレージを生産する場合には、表A1の調製用等資材の使用が可能(下表参照)。ただしこの場合、製造工程に化学合成物質の添加されたもの、遺伝子組換え技術を使用して製造された物質は使用できない。 - 有機の原料に非有機の原料が混入しないように管理すること - 作業場内の有害動植物の防除は、基本的に薬剤を使用しないこと。これが難しい場合は、表B.1の薬剤を使用することができる。 - 放射線照射を行わないこと - 有機飼料を農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理すること。

＜表A.1に記載された物質＞

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、蜂蜜、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、天然の酸(乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。)

サイレージで使用する原材料には、自家生産の原材料がほぼ確実に含まれると思われるが、この場合は、有機飼料用農林産物に該当するので、(ア)の乾草と同様、格付時には、単なる上記のサイレージの生産の工程だけでなく、原料の有機飼料用農林産物の生産の方法の適合性(有機栽培されたかどうか)も合わせて確認する(6章参照)。

2.3 配合飼料

ア. 使用する原料とその比率

配合飼料は、以下の有機原料を配合割合で95%以上使用したものを指す。計算は食塩と水を添加した場合、これを計算に入れない。

配合割合	原料の区分	原料の種類
95%以上	有機原料	- 有機農産物 - 有機加工食品(但し、乳製品以外の畜産物を含むものは使用不可) - 有機乳 - 有機飼料
5%以下	その他の原料	5%以下であれば、有機でない原料(有機でない農畜水産物とその加工品)を使用できるが、以下の制限あり a) 乳以外の畜産物は使用できない b) 遺伝子組換え技術を使用していないこと c) 放射線照射がされていないこと d) 有機原料と同一の原料を非有機原料で使用してはならない。 (例:95%の有機とうもろこしと 5%の一般とうもろこしを混ぜることはできない)
%の計算に入れない 使用可能原料		- 食塩 - 水 - 微量元素として、石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土などの使用が可能である。 - 飼料添加物に関しては、天然物質または天然物質由来のものを使用することが定められている。ただし、これらが、入手困難な場合は類似する飼料添加物で可能とされている。抗生物質、遺伝子組換え技術を使用した物質は使用できない。

イ. 生産の方法

有機飼料のJASの読み方としては次のように読む

項目	概要
原材料	上記アを参照
原材料の配合割合	上記アを参照
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	・ 物理的または生物の機能を利用した方法で生産すること(遺伝子組換え技術を用いた製造は不可。配合飼料であれば単なる混合なので問題ない) ・ 有機の原料に非有機の原料が混入しないように管理すること ・ 作業場内の有害動植物の防除は、基本的に薬剤を使用しないこと。これが難しい場合は、表B.2の薬剤を使用することができる。 ・ 放射線照射を行わないこと。 ・ 有機飼料を農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理すること。

3. 有機飼料の表示の方法

JASの箇条6に、有機飼料の表示についての基準が定められている。

(有機飼料の表示の基準)

有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1)「有機飼料」又は「オーガニック飼料」
- (2)「有機飼料〇〇」又は「〇〇(有機飼料)」
- (3)「オーガニック飼料〇〇」又は「〇〇(オーガニック飼料)」

(注)「〇〇」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。

2 転換期間中有機農産物又はこれを製造もしくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、(略)「転換期間中」と記載すること。

有機農産物の場合、有機栽培への転換を開始して1年以上たった収穫物でまだ有機の転換期間を終了していないものに対しては、「転換期間中有機農産物」の表示が可能である。上記に記載されているように、このような原料を使用して有機飼料を製造・加工する場合は、飼料も転換期間中有機飼料の表示が必要。

第4章飼料を自給する畜産農家(及びそのグループ)の管理及び格付の方法

該当する基準:

有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準
(告示1832号)

1. 対象となる認証の技術的基準

有機畜産物生産者(及びそのグループ)が、「有機畜産物の生産行程管理者」認証を取得し、有機畜産物のJASに準拠した畜産物の生産をする。その際、飼料を自給して給与する場合は、「有機畜産用自家生産飼料」として給与できる。

用語	定義
有機畜産用自家生産飼料	自らが生産行程を管理又は把握した飼料で、有機農産物のJAS及び有機飼料のJASの基準に従い生産したもの。

「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A」の問29-2には次のように記載されている。

(回答の抜粋)

『有機畜産物を生産する生産行程管理者自らが有機畜産物のJASに定められる基準に即して飼料原料農産物を生産し、飼料を配合する場合には、原料農産物及び配合飼料について格付けする必要はありません。』

以上により、飼料を自給する畜産農家は、次のように対応をする。

- ・ 有機畜産物の生産行程管理者認証を取得する中に、自給飼料の生産が含まれているので、改めて有機飼料の生産行程管理者認証を取得する必要はない。
- ・ 「有機畜産物の生産行程管理者の認証の技術的基準」の一(生産及び保管に係る施設)の2(農産物飼料)、3(加工飼料)の基準を満たしたほ場や施設を確保する。
- ・ 生産された有機畜産用自家生産飼料は、JASによる格付をしなくても家畜・家さんに給与が可能である。
- ・ 尚、いうまでもなく、この飼料を他の生産行程管理者に出荷する場合には、有機飼料の生産行程管理者認証を取得し、JAS 格付を行い、JAS マークを貼付した上で出荷する必要がある。

2 飼料を自家生産する際のほ場や加工施設についての条件

(1) 牧草などを生産するほ場の条件

飼料生産を目的とするほ場を有している場合は、有機農産物のJASを満たした生産が可能なほ場にて生産しなければならない。

(ア) ほ場に関する基準

- ・ 使用禁止物質を最後に使用してから次の時間が経過しているほ場でなくてはならない。

	例	有機飼料の生産が可能なほ場の条件
多年生作物	果樹、サトウキビ	収穫前3年以上 禁止物質不使用
牧草	チモシー、アルファルファ	収穫前2年以上 禁止物質不使用
それ以外	稲わら、とうもろこし、ソルガム、大豆、飼料用稲・麦	播種前2年以上 禁止物質不使用

- ・ 飼料を生産するほ場は、外部から禁止物質が飛来したり流入したりするおそれがある場合は、防止対策を講じなければならない。

上記の要件を満たしていることを証明するため、ほ場履歴と、ほ場図が必要となる。

(イ) 生産方法に関する基準

実際の生産に当たっては、肥培管理、種苗、有害動植物の防除、収穫後の工程の管理について、有機農産物のJASと同様の管理が求められるので、これを参考にして、栽培する必要がある。

(有機農産物のJASについては、P21を参照)

牧草等のロール・パック製造に当たっては、ロールに圃場番号を書く等、追跡管理可能なシステムとする必要がある。バンカー、スタック、タワー及び地下サイロ等の場合、圃場ごとが無理でもどの圃場とどの圃場の分かが追跡できるようにする必要がある。並行生産がある場合、隣のサイロが有機品でないような場合は、調整時に一般品に利用する禁止物質の有機品への飛来や、非有機サイレージの排汁等が有機品に流入しないような工夫が必要である。

(2) 配合施設に関する条件

農場内で自家配合する場合の施設については、有機飼料のJASに準拠した配合が可能な施設でなくてはならない。

(主な遵守項目)

- ・ 有機飼料に非有機の飼料が混入しないよう管理できる構造であること。たとえば、ミキサーを有機専用にするなど。
- ・ 農薬、洗浄剤、消毒剤などの汚染をうけないように管理できる構造であること。

3 格付の実施

自給飼料に関しては、飼料生産段階で格付をする義務はないが、最終的に生産された畜産物を格付けする際に、すべてJASどおりかの確認が必要となり、自給飼料も基準を満たしているかどうかの検査が必要となってくる。

このことを考えると、畜産物の生産の最終段階で、飼料が不適合であることを発見されて畜産物が不適合になることを避けるためにも、飼料を生産し、給与する前に、その飼料がJASに準じていることの確認(＝事前格付)をすることが望まれる。

第5章 飼料用大豆・とうもろこし、生草(加工なし)等を生産し、他者に出荷・販売する場合の認証取得のための取り組み

該当する基準： 有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての 生産行程管理者等の認証の技術的基準 (告示1830号)

ここでは、調製又は選別の工程のみ、つまり、加工工程のない有機飼料の生産行程管理者について述べる(乾燥も加工工程に入るので乾草は、次章の第6章を参照)。国内では一般的な粗飼料を加工工程なくして販売することが考えにくい。輸入穀物(飼料原料＝単味)について、有機飼料の外国生産行程管理者はこれに該当する。国内でも、例えば屑大豆を有機農産物としてではなく、有機飼料として販売する場合、米生産者グループが稲わらを有機飼料として販売する場合などがこれに該当する。

放牧地の牧草、デントコーン等のサイレージなどを有機畜産物生産者が栽培管理する場合もこれに該当するが、有機畜産物の生産行程管理者認証を取得すれば、有機飼料で別途生産行程管理者の認証は必要なく、これらは第4章に該当する。

1. 生産行程管理者の範囲の設定

1.1 生産行程管理者の範囲

すでに述べたとおり(P7)、生産行程管理者は、2つの方法のいずれかで組織を構成し、認証の範囲を決めることができる。

- (1) 生産者や生産行程を管理・把握する販売業者が生産行程管理者となる
- (2) 生産者等がグループを作り生産行程管理者となる

JAS法では、生産するほ場等、生産の行程のすべての場所をあらかじめ明確にする必要がある。生産のすべての現場について管理の対象とする。その管理の方法は、「組織の構成員」として位置づける場合と、外注扱いとして生産行程管理者が「外注管理」を行う場合が考えられる。

このため生産行程管理者を構成する際には、組織の構成員がどこまでであり、外注管理対象の施設がどこであるか、管理の範囲を決定する必要がある。例えば、飼料で生産行程管理者を構成する場合、生産者、飼料会社、倉庫と一体となって次のような生産行程管理者の組織が考えられる。

例:

生産行程管理者名	A有機飼料生産グループ	
代表者	○山○男	
住所	○○県○○市○○、○○番地(A飼料会社内)	
生産に係わるほ 場等の名称と住 所	構成員	A 飼料会社(○○県○○市○○、○○番地) B 農場一大豆生産(○○県○○市△△、△△番地) C 農場一大豆生産(○○県○○市□□、□□番地)
	外注先	D 倉庫(○○県○○市▲▲、▲▲番地)

(ポイント)

- ・ この例は、生産者2件が生産した食用大豆のくずを、飼料会社が有機飼料として格付し、倉庫に一時保管して販売する、というケースの想定である。
- ・ グループで認証をとる場合、そのグループを任意団体として取り扱い、認証を取得する。このため、任意団体の要件である、団体の名称、代表者と所在地の定めが必要となる。
- ・ グループの構成員の一員でないとJASマークを付すことができないので、いつ、だれが、どこでJASマークを付すかを検討のうえ、組織を決める必要がある。(JASマークの外注委託による貼り付けはできない)

2. 組織・責任者・担当者の設定

2.1 組織図

有機飼料の生産のための構成員(組織)を明確にした後、この構成員の中から、いくつかの担当者を選任し、組織を定める。

認証の技術的基準で定められた必要な担当者は、生産行程の管理をする担当者・責任者と格付を実施する担当者・責任者である。

2.2 有機飼料の生産行程管理担当者・責任者の選任

三 生産行程管理を担当する者の資格及び人数

1. 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当するものが1人以上(複数の施設を管理、又は把握している場合には、適正な管理を行うのに必要な人数以上)置かれていること。[⇒具体的資格要件の記載は次ページ参照]

2. 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、登録認証機関の指定する講習会において有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会を修了した者が、生産行程管理責任者として1人选任されていること。

(認証の技術的基準より)

(1) 生産行程管理担当者の人選

組織の構成員の中で、「生産行程管理担当者」を決定する。生産行程管理担当者には、資格要件が定められている。申請時に、各担当者が資格を満たしていることを示す書類(履歴書等)を準備する。

【生産行程管理担当者の資格要件】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した場合は、農業生産に関する調査、指導、試験研究の経験が1年以上2. 高卒以上の場合は、農業生産に関する調査、指導、試験研究の経験が2年以上3. 上記以外の場合は、農業生産、調査、指導、試験研究の経験が3年以上 <p style="text-align: right;">(認証の技術的基準より)</p> |
|--|

生産行程管理担当者として、組織の状況にあわせて、有機飼料の生産が十分に可能な人数を配置しなければならない。例えば、複数の農場で構成するグループであれば、農場ごとに生産行程管理担当者を置くなどの方法が考えられる。

(2) 生産行程管理責任者の選定

生産行程管理担当者が複数いる場合は、その中から次項(3)で述べる業務を行う生産行程管理責任者を1名選任する。担当者が1名の場合は、その者が生産行程管理責任者になる。

生産行程管理責任者は、登録認証機関が開催するかまたは指定する講習会を修了する義務がある。講習会を受講したら、責任者はその内容を、各担当者に伝え、情報を共有化する。

(3) 生産行程管理責任者の業務

- | |
|--|
| <p>二 生産行程管理の実施方法</p> <p>三の2に規定する生産行程管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせること。</p> <p style="text-align: right;">(認証の技術的基準より)</p> |
|--|

生産行程管理責任者が実際に実施する業務は、次のような内容である。

- ① 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- ② 生産行程管理業務の一部を外注委託する場合は、外注管理に関する計画の立案及び推進
(委託者との契約書の作成・監査の実施など)
- ③ 工程異常が発生した時の対応

生産行程管理担当者は、上記の生産行程管理責任者の業務を補佐するとともに、各自の持ち場においての生産行程の管理又は把握を適切に行う。

2.3 格付担当者の選任

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付担当者として、講習会を修了した者が1人以上又は適正な人数以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

(認証の技術的基準より)

(1) 格付担当者とは？

格付担当者は以下の業務を実施する。

- ① 出荷前に「格付検査(＝生産行程の検査＝JAS適合審査)」を実施する。
- ② 表示が適切であることを確認する。
- ③ マークを貼った後に、有機飼料のJASを満たさなくなった場合、その処分と表示の管理(有機として販売しないよう)をする。
- ④ 上記の記録を格付規程で定める期間、保管する。
- ⑤ 証票(JASマーク)の在庫管理

注) 格付検査(＝生産行程の検査)の内容と表示の管理の詳細は、この章の第7～9項を参照のこと。

(2) 格付担当者の資格

格付担当者には生産行程管理担当者と同じ資格要件(2.2 の(1)参照)が定められている。認証の申請時には各担当者が資格を満たしていることを示す書類(履歴書等)を準備する。

(3) 格付担当者の人数

格付の場所、手順、頻度、時期など生産行程管理者の組織の状況により、業務が十分に可能な人数を配置しなければならない。

格付担当者は、登録認証機関が実施するかまたは登録認証機関が指定する講習会を修了する義務がある。(注:格付担当者は、担当者すべてが講習を修了しなくてはならない。)

(4) 格付責任者の選任

格付担当者が複数置かれている場合は、格付責任者を1人選任しておく。

3. 必要な施設・設備の確保

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

(1) ほ場が、有機農産物の JAS の基準に適合していること

2 保管に係る施設

有機農産物の JAS の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であること

(認証の技術的基準より)

3.1 必要な施設の準備

(1) 有機飼料生産に必要な施設

有機飼料の生産に取り組むにあたっては、まず必要な施設・設備を、確保する必要がある。

主に次のようなものが、必要となる。

(加工工程を含まない飼料の場合)

- ・ 牧草・大豆等の有機飼料を生産するほ場
- ・ 保管・貯蔵する場合はその保管・貯蔵場所

(2) 施設・設備に関する準備物

以上の施設・設備が JAS の条件を満たしていることを認証時に証明できなければならないので、申請に当たっては、例えば次のようなものを準備しなければならない。

項目	必要な書類	ポイント
飼料の生産ほ場	ほ場の図面	周囲から禁止物質が飛来しないことがわかるよう、周辺の土地の使用状況について記載する。
	ほ場の管理履歴	過去、定められた期間、禁止された農薬や肥料が使用されていないことが証明できる作業日誌など
牧草等、加工工程を含まない有機飼料の貯蔵・保管場所	保管場所の図面	有機の専用サイロとするか、使用前に必ず清掃したことを記録する。隣接が一般品のサイロであれば、その排汁が有機品に流入しないための工夫。ロールパックの場合、圃場番号等、トレースが出来るような記号をロールに記載。置き場所が随時変わるスタックやロールの場合、常に保管場所がわかる図面。乾草等直接記号を書けない飼料は、パレット等で工夫して区分する。
その他保管場所等	保管場所等の図面	どこで有機のものを取り扱うのか、有機でないものと混合しないよう管理ができるかどうかを示すために準備する。

4. 内部規程の作成

4.1 内部規程の作成

JAS認証を取得するには、有機飼料の生産の管理の方法が、「内部規程」という形で文書にされなくてはならない。以下の内容が、認証の技術的基準に定められており、これらの項目について内部規程を準備しなければならない。

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 種子、苗等又は種菌の入手に関する事項
- (2) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- (3) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- (4) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理に関する事項
- (5) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (6) 苦情処理に関する事項
- (7) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (8) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

上記の項目は、有機農産物と有機飼料共通の基準であるので、例えば育苗など有機飼料にはそぐわない内容も含まれているので、このうち関係するものについて内部規程を記載し、それ以外は該当しない旨を記載しておく。

上記の項目に関して、JASの内容が網羅されるように規程を作成する方法について以下に述べる。

4.2 内部規程の作成にあたって

内部規程は、「具体的かつ体系的に」作成する必要がある。

「具体的に」とは、自分の言葉で、いつ、だれが、どこで、何の作業をするのかが明確にわかるようにすることである。JASをそのまま写したようなものは、具体的とはいえない。

「体系的に」とは、上記の項目が、どこに記載しているのか、わかるようにしておく必要がある。例えば上記の目次をまず作って、順に記載していくと体系的になる。また、「別表により定める」というような文書にするのであれば、その別表の番号を定め、同じ規程に添付できるようにしておく必要がある。

4.3 内部規程の個別項目の検討事項

以下、内部規程の個別項目に記載する内容について、JASの詳細を検討しながら述べていく。

(1)種子苗等又は種菌の入手に関する事項

種子について、例えば次のような項目を記載する。

項目	内容
種子は有機種子かそうでないか	
種子は自家採取か購入か	
自家採取の場合、	最初に種を導入した際(または更新の際)の遺伝子組換えでないことの証明を入手することを記載する。
	どの圃場の収穫物をどれだけ自家採取したのか、どこに保管したかの記録をつけることを記載する。(記録の名称も記載)
購入の場合	種子の購入先
	遺伝子組換えでないことの証明書を入手することを記載する

(2)肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項

項目	内容
肥培管理	肥培管理の方法は有機農産物のJASにのっとり、当該圃場の収穫残渣ほかを使用したたい肥等による土作りを基本として、外部からの投入資材の使用をできるだけ使用しない方法で栽培し、それでは栽培上問題が発生する場合に限り、有機農産物のJAS表A.1(肥料及び土壌改良資材)の資材を使用する。規程には、具体的にどのような資材を使用するのかまでを明確にする必要がある。
有害動植物の防除	有害動植物の防除の方法は有機農産物のJASにのっとり、耕種的、物理的、生物的防除を行う。万が一、重大な危害が発生する場合には、やむをえないものとして、有機農産物のJAS表B.1(農薬)の資材を使用する。規程には、具体的にどのような方法を行うのかを明確にする必要がある。
一般管理	肥培管理、有害動植物防除に限らず、生産行程のすべての段階で、禁止されている物質は、圃場に投入しないことを記載する。
育苗管理	育苗をするのであれば、育苗施設に禁止資材が飛来、流入しないような措置をとる必要があれば記入する、また使用する資材(育苗土)などを記載する。

(3)生産に使用する機械及び器具に関する事項

以上の(1)、(2)及び次の(4)の各生産の場面で使用する機械・器具について、何を使用するかをリストアップし、内部規程に記載する。

機械・器具に関しては、薬剤汚染・非有機の土壌の流入を防ぐなどの目的から、これらをリストアップする際に、機械・器具の清掃・洗浄方法について、同時に記載しておく。

また、清掃洗浄の記録をどのように記録するかについてもあらかじめ決めておく。

資材について、使用方法を厳守すると共に保管場所・保管方法・在庫(使用期限)管理・廃棄の

際の手続法等、管理責任者を決め紛失・汚染等の事故がないようにする。

また使用ごとに記録をして状態を把握すると共にその記録を保管する。

(4) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理に関する事項

圃場から収穫して、上記のタイトルに記載された工程が、いつ、どこで、誰が、どのように行うのかを具体的に記載する。

作業場内で、有機農産物のJASの「収穫及び受入れ以後の工程に係る管理」に記載されているように、有機でないものの混入防止、薬剤汚染の防止、作業場内の防虫防鼠対策、品質管理のための使用資材の有無などの具体的方法を記載する。

(5) 生産行程管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

出荷するものが有機飼料であることを証明するには、出荷された飼料が過去2年(又は3年)有機栽培をしていることが記録で証明されなくてはならないので、必然的に3年(又は4年)の記録の保管が必要となる。

(6) 苦情処理に関する事項

有機JAS制度においては、有機JASへの適合が疑われるすべての苦情は、記録に残しておくことが求められる。有機JASへの適合が疑われるとは、例えば、抗生物質の検出や、その他薬品の残留、場合によっては、シール不良なども該当する可能性がある。

苦情処理についての規程の記載項目としては次のような内容が想定される。

苦情処理	・ 苦情の処理担当者を明確にする。受け付けた苦情はすべて処理担当者に連絡が行くように報告・連絡のルールを決める。 ・ 処理担当者は、苦情の原因を究明し、その結果再発防止対策を立て、相手に報告する。 ・ 以上の対応を記録に残し、保存する。普通のノートでも良いが、書式が決まっている方が記載漏れがなくて良い。 ・ 苦情の記録は、認証機関の求めに応じて開示する。
------	--

(7) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項

この項目では、認証の技術的基準に定められた内容に従って次の2点を決定し、内部規程のこの項目として、文書化しておく。

- ・ いつ、だれがどのような年間計画を立てるか。

(例: 生産行程管理責任者が、毎年〇月に、〇月から〇月までの飼料生産計画について作成する。)

- ・ 登録認証機関への計画の提出の時期

(例: 上記の年間計画は、毎年〇月の年次調査の際に登録認証機関の要請に応じて提出する)

(8) 生産行程管理の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

登録認証機関が調査、確認を実施する場合、認証を受ける(受けた)事業者は、その内容につ

いて、対応する必要がある。ここでは事例として、以下の項目を挙げておく。

- 毎年の年次計画の提出(認証機関からの要請にもとづく)
- 毎年の格付実績の提出(前年4月から当年3月までの実績を6月末までに報告)
- 認証の内容に変更があった場合に登録認証機関に報告をする。
- 年次調査を1年に1回受ける。
- 年次調査において指摘を受けた事項を改善する。
- そのほか認証機関から要請のあった内容に対応する。

5. 外注管理の方法について

生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進(を行う)

(認証の技術的基準より)

組織づくりの項(P28)で説明したとおり、生産行程のすべての段階について、だれが、どこで生産管理するかを明確にして認証を取得する必要がある。

この場合、生産行程管理者の構成員は、内部規程を共有して生産管理活動を行う。
一方、生産の一部を外注対象にした場合は、生産行程管理責任者(担当者)が外注先の生産内容を管理し、把握する必要がある。

生産行程管理を外部に委託する場合は、委託契約を結び契約を保持する必要がある。
定期的にこの外注先を訪問して、JASに適合した方法を実施していることを確認する。

6. 認証取得後の生産行程管理の業務

- 3 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行うこと。
- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

(認証の技術的基準より)

上記3にあるとおり、有機の生産においては内部規程に基づいて作業が行われなくてはならない。規程から逸脱した方法で生産している場合は、管理が不十分として改善指摘をうける。

規程は、定期的に見直して、実際の作業どおりのマニュアルであるかを常にチェックする必要がある。見直しされた規程は、速やかに関係各部署に配布し、従業員に周知徹底させること。また、必要に応じ登録認証機関に規程の変更内容を報告する。

実際に必要と思われる記録としては次のようなものが考えられる

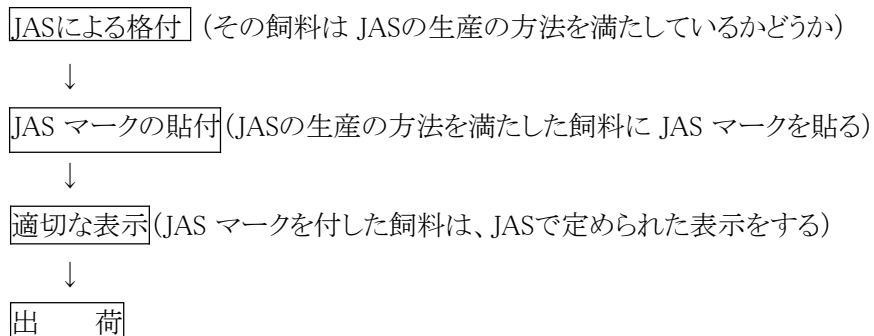
- ・ ほ場ごとのほ場履歴(栽培品種、肥料・農薬等使用記録)
- ・ 上記の根拠となる、業務日誌、入荷伝票など。
- ・ 加工工場内での作業記録(加工に該当しない調製の部分として)

7. 生産の終了から出荷まで

7.1 生産、格付、出荷のフロー

有機飼料が生産されてから出荷されるまでの間に、次のステップが必要となる。

(1) 有機飼料の生産の終了から出荷までのステップ



上記の手順を確実に実施するために、格付担当者をおき(P31参照)、格付規程を作成して、格付規程に基づき業務を実施しなければならない。

(2) 予め印刷した容器に入れる場合の格付手順

上記の手順が、業務の効率の上で支障がある場合には、予めJASマークを貼付した容器・包装(例:印刷済みの袋など)に入れてから、後で格付を実施してもかまわない。

但しこの場合、格付を終えた後でないと、出荷することはできないので、注意すること。

7.2 格付担当者の役割

すでに組織の項目で述べたとおり、格付担当者は以下の業務を実施する。

- ① 出荷前に「格付検査(=生産行程の検査)」を実施する。
- ② 表示が適切であることを確認する。
- ③ マークを貼った後に、有機JASを満たさなくなった場合、その処分と表示の管理(有機として販売しないよう)をする。
- ④ 上記の記録を格付規程で定める期間、保管する。
- ⑤ 証票(有機JASマーク)の在庫管理

格付検査とは、生産した飼料が有機飼料のJAS(これに準用される有機農産物のJAS)を満たしているかどうか検査することである。検査といっても、有機飼料のJASは作り方の基準であるから、生産の実績が基準に沿っているかどうかについて、生産の行程を記録により判断する。これを「生産行程の検査」という。このため、生産の記録がないと、格付検査はできないことになる。

8. 格付規程の作成

8.1 格付規程に盛り込む内容

格付の実施方法を記載した格付規程を作成しなければならない。認証の技術的基準には、記載すべき項目について、以下のように定めている。

四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程(「格付規程」)を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機飼料のJASに不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

格付規程には上記の内容を盛り込む必要があるが、「具体的にかつ体系的に」整備することが重要なポイントである。

「具体的に」のレベルは、例えば、次のような内容を盛り込むことが必要となる。

- ・ 誰が(例:格付担当者が)
- ・ いつ(例:有機飼料の生産の終了後,出荷前までに)
- ・ どこで(例:格付担当者の事務所と飼料保管場所で)
- ・ どのように(例:生産記録等ロット追跡のできる記録を確認し、規程どおり(=JASどおり)に製造したことを確認し、合格したものにJASマークを貼り、以上を記録する)

「体系的に」は、上記の5項目が、どこに書いてあるかがすぐにわかることが、必要であり、また、別紙で述べる場合などは、別紙に番号をつけ、規程と一緒に保管されていることが必要である。以下に、格付規程6項目に記載すべき内容について、項目別に述べる。

(1) 生産行程についての検査に関する事項

飼料が生産されて有機JASマークを貼り付ける際に、JASどおりの生産が行われたかどうかを検査し、合格したものにJASマークを貼り付ける。この検査は生産行程の記録を確認することにより行う。生産行程の検査の方法については、別途告示で定められている。下記の枠内に記載している内容が、有機飼料(加工工程のないもの)に関する生産行程の検査の方法である。

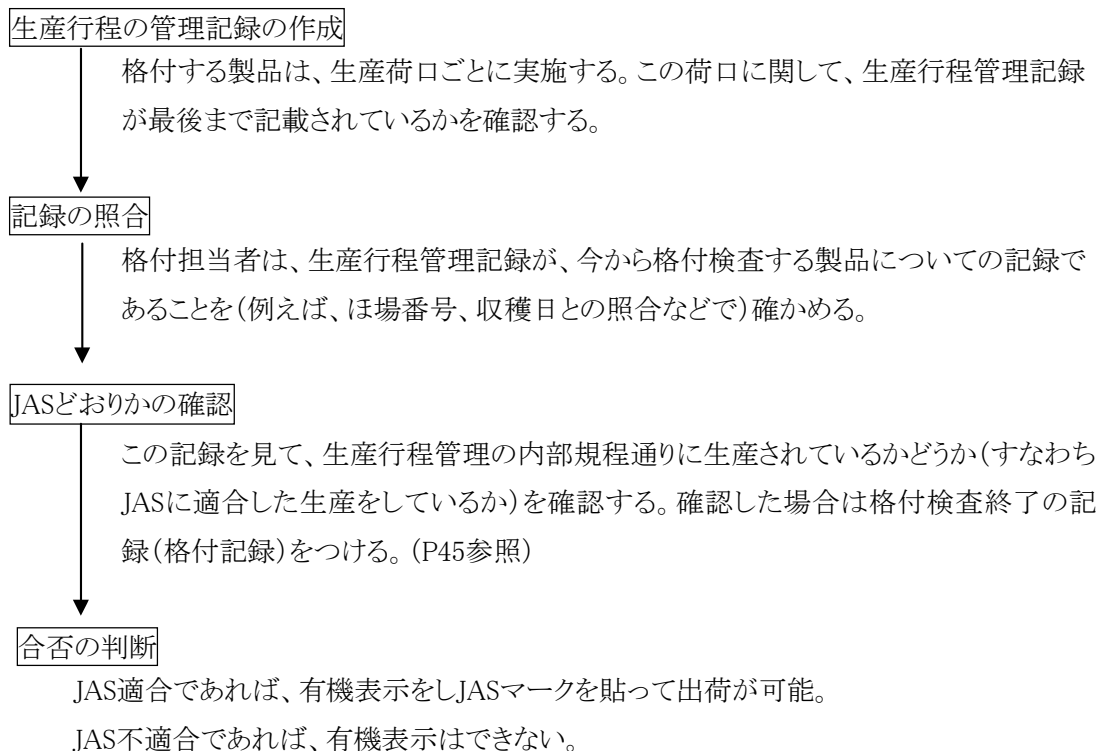
二 有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る)の生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が、同一の生産の方法と認められる荷口(以下、「生産荷口」という)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

1. 次に掲げる事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認。
 - (1) ほ場、栽培場又は採取場の所在地
 - (2) 生産する作物の種類
 - (3) 栽培面積
 - (4) 作業日及び作業内容
 - (5) 使用した種子、苗等又は種菌の名称及び使用量若しくは購入量
 - (6) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - (7) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - (8) 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理方法
2. 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口にかかるものであることの確認
3. 当該生産荷口に係る生産の方法が、有機農産物の日本農林規格第5に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認。

「有機農産物,有機飼料,有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法」(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第28号より)

生産行程の検査の手順をフローで説明すると次のようになる。



記録は原則として、生産行程管理担当者がつける。生産行程の検査は、生産行程管理担当者がつけた記録をもとに行う。

(2) 格付の表示に関する事項＝JAS マークの貼り付け

ア. JAS マークを貼る場所

前項で、JASの生産の方法を満たした飼料であることが確認できたら、JASマークを実際に貼付する。JASマークを貼る場所は、次のように定められている。

農林物資(即ち飼料そのもの)、容器・包装、送り状のいずれかに貼る。

(JAS法第10条第2項に記載)

また、有機飼料の格付の様式及び表示の方法の告示において、表示の方法は次のように定められている。

容器もしくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

「有機農産物,有機飼料,有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法」(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号)

- ・ 飼料の場合、飼料そのものにJASマークを貼ることは考えにくく、通常は容器、包装、または牧草などではタグなどをつけてそこにJASマークを貼る。
- ・ 送り状のみにJASマークを貼る方法も可能であるが、この場合、現物との照合が困難になるので、望ましくない。

イ. 飼料の有機JASマークの決まり

飼料の有機JASマークは、食品の有機JASマークとは別に定められている。食品の有機JASマークと異なるのは、JASマークの上に「有機飼料」と記載する必要がある点である。色については特に定めがない。

告示で表示の方法が次ページのように規定されているが、実際は予め認証機関よりその基準に合った有機JASマークを配布していることが多いので、現場ではこれを利用して、自ら印刷などをする。

印刷済み包装資材を使用する場合は、包装資材を準備する部門であらかじめ上記に従った表示にしておく必要がある。(表示はあらかじめ登録認証機関に提出する)

有機飼料

認証機関名

a) A は 5 mm 以上としなければならない。
 b) B は A の 2 倍とし、D は C の 3/10 としなければならない。
 c) “有機飼料”の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
 d) 認証機関名の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
 e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第24号)

ウ. 有機飼料JASマークの枚数管理

有機飼料JASマークのシールまたは印刷された包装資材は、格付担当者の管理のもとにおき、間違った使用や不正使用がなされないように注意する必要がある。

(JASマーク受払簿の例)

年月日	印刷枚数	使用枚数	ロス	在庫
○月○日	5,000 枚			5,000 枚
○月○日		250 枚	2 枚	4,748 枚
...				...

エ. 有機飼料の表示

JASの箇条6に、有機飼料の表示についての基準が定められている。

(有機飼料の表示の基準)
 有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。
 (1) 「有機飼料」又は「オーガニック飼料」
 (2) 「有機飼料○○」又は「○○(有機飼料)」
 (3) 「オーガニック飼料○○」又は「○○(オーガニック飼料)」
 (注)「○○」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。
 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造もしくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、(略)「転換期間中」と記載すること。

(3) 格付後の荷口の出荷または処分に係る事項＝マークを貼ってから出荷するまで

格付検査に合格して、JASマークを付したあと、出荷するまでの間、飼料を適切に管理することが必要である。JAS法では、一旦JASマークを付したあと、次のような事態が生じたら、JASマークをはがすこと(JASマーク表示の抹消)が求められている。

(JASマーク表示を抹消しなくてはならない事態)

- 一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物、その他の物質が使用され、又は混入すること
- 二 上欄に掲げる農林物資(＝有機飼料)以外の農林物資(＝非有機の飼料)と混合すること
(農林水産省令第78条の有機飼料の項より)

従って格付規程のこの項目には、次のような内容を記載する。

- ・ JASマークを貼ってから、出荷するまでにどのような工程を経るのかを明確にする。
- ・ その間、有機飼料と非有機のものが混合しないようにする方法を記載する。(例、識別管理の方法など)
- ・ また、薬剤汚染をしないような管理の方法(保管場所等での薬剤使用についての決まりなど)を記載する。
- ・ 万が一、上記の枠に該当するような事態が生じた場合には、格付担当者に報告をするような仕組みを作る。
- ・ 連絡を受けた格付担当者は、事実を確認し、JASを満たさない状態が発生した場合には、必ず、JASマークをはがすなどの処置を行い、その旨記録をつける。

(4) 出荷後に有機飼料JASに不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

製品の出荷後にJASに不適合であることが判明した場合の対応手順を定めておく必要がある。例えば、以下の事項についての対応を具体的に記載する。

- － 出荷先等への連絡
- － 出荷した製品の取扱い
- － 出荷した製品と同一の荷口(同ロット)の製品の取扱い

(5) 格付記録の作成と保存

以上、(1)から(3)で述べた格付担当者の業務に関する記録を作成し、保存することを述べる。

格付記録は、生産行程の管理記録とは異なるので注意。2つの違いは次のようなものである。

生産行程の管理記録

生産行程管理担当者が、生産した内容を、記録につけたもの。

(例:播種、肥培管理、有害動植物の防除実施、収穫、収穫後の調製等の実施記録、これらを記載した日誌など)

格付記録

格付担当者が、上記生産行程の管理をみて、間違いなくJASどおりの生産が行われたことを確認したことの確認実施記録

格付記録のイメージは下記を参照。生産行程の管理記録を参考にし、何の記録で確認するかを予め明確にしておく必要がある。

【格付記録のチェックリストの例】

格付対象飼料 _____

ロット番号 _____

格付対象数量 _____

		確認記録	評価
圃場	認証を受けた圃場で生産されているか		
	認証を受けた圃場で、周囲からの飛散の対策は計画通り実施されているか。		
肥培管理	肥培管理は内部規程に記載した方法で実施したか。		
	外部使用資材はJAS表A.1の基準を満たしているか。		
種子	有機の種子を使用したか。		
	有機の種子が使用できなかった場合、未処理の種子を使用したか		
	処理済みの種子を使用せざるを得ない場合、上記の種子の入手が困難な場合に限っているか。		
	購入種子の場合、遺伝子組換えでないことの証明を入手したか。		
有害動植物防除	有害動植物防除は内部規程に記載した方法で実施したか。		
	表B.1の農薬を使用した場合、やむをえない場合であったことの記録が残っているか。		
一般管理	生産のどの段階においても禁止物質は使用していないか。		
収穫後の管理	収穫後の工程は内部規程に記載した方法で実施したか。		
	収穫後の工程で非有機の混合の可能性はないか		
	収穫後の工程薬剤汚染の可能性はないか		

格付判定 合格 ・ 不合格

格付担当者署名 _____

(6) 格付の実施に関する認証機関による確認に関する事項

登録認証機関から、格付に関する確認があった場合には、格付責任者がこれに対応することを、格付規程に明確にしておく。

格付に関して、必ず登録認証機関に報告しなければならない事項は、年度の格付実績の報告である。この項目には次の内容について記載する。

- ・ 毎年、前年4月から当年3月までの格付の実績数量を、6月末までに認証機関に報告するものとする。
- ・ 格付規程を定期的に見直し、変更になった場合は、従業員に周知徹底させ、かつ必要に応じ、登録認証機関に報告する。

9. 認証取得後の格付業務

9.1 格付規程に基づく業務

- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- 3 名称の表示が、有機飼料規格第 5 条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

前項で述べたような、格付・JASマーク貼付・出荷に関する格付規程にのっとり、格付担当者は業務を実施しなければならない。

規程は適宜また定期的に見直し、業務が適切に実施できるようにする。規程の変更があった場合は、速やかに認証機関へ報告する。

また、上記枠の3にあるように表示についても、P42で述べたように表示が適切に付されなくてはならず、これも格付担当者の管理対象となる。

第6章 乾草(加工あり)・サイレージ・配合飼料・混合飼料を製造・加工し、他者に販売する場合の認証の取得のための取り組み

該当する技術的基準：
有機飼料(調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)及び有機加工食品について
の生産行程管理者の認証の技術的基準
(告示25号)

一般に流通する有機飼料の多くは、この章に該当する飼料になると思われる。該当する組織、会社は、生産農家、生産農家グループ、配合飼料会社など、さまざまなタイプの法人(任意団体も含め)が想定される。

1. 生産行程管理者の範囲の設定

1.1 生産行程管理者の範囲

すでに述べたとおり(P7)、生産行程管理者は、2つの方法のいずれかで組織を構成し、認証の範囲を決めることができる。

- (1) 生産者や生産行程を管理・把握する販売業者が生産行程管理者となる
- (2) 生産者等がグループを作り生産行程管理者となる

JAS法では、生産するほ場等、生産の行程のすべての場所をあらかじめ明確にする必要があるので、生産のすべての現場について管理の対象とする。その管理の方法は、「組織の構成員」として位置づける場合と、外注扱いとして生産行程管理者が「外注管理」を行う場合が考えられる。

このため生産行程管理者を構成する際には、組織の構成員がどこまでであり、外注管理対象の施設がどこであるか、管理の範囲を決定する必要がある。例えば、飼料で生産行程管理者を構成する場合、生産者、飼料会社、倉庫と一体となって次のような生産行程管理者の組織が考えられる。

例：

生産行程管理者名	A有機飼料生産グループ	
代表者	○山○男	
住所	〇〇県〇〇市〇〇、〇〇番地(A 飼料会社内)	
生産に係わるほ場等の名称と住所	構成員	A 飼料会社(〇〇県〇〇市〇〇、〇〇番地) B 農場-飼料生産(〇〇県〇〇市△△、△△番地) C 農場-飼料生産(〇〇県〇〇市□□、□□番地)
	外注先	D コントラクター株式会社(〇〇県〇〇市■ ■、■ ■番地) E 倉庫(〇〇県〇〇市▲ ▲、▲ ▲番地)

(ポイント)

- この例は、生産者2件が生産した牧草を、コントラクターが刈取り・乾燥・収穫・ロールパック詰めし、飼料会社が有機飼料として格付し、倉庫に一時保管して販売する、というケースの想定である。
- 米生産者が飼料用稲を生産し、コントラクターがWCS(ホールクロップサイレージ)を生産し、飼料会社等が格付・販売を製造する場合も同様である。
- グループで認証をとる場合、そのグループを任意団体として取り扱い、認証を取得する。このため、任意団体の要件である、団体の名称、代表者と所在地の定めが必要となる。
- グループの構成員の一員でないとJASマークを付すことができないので、いつ、だれが、どこでJASマークを付すかを検討のうえ、組織を決める必要がある。(JASマークの外注委託による貼り付けはできない)
- 飼料工場が単独で取るような場合は、このようなグループ認証の必要はなく、会社が単独で認証を取得すればよい。

2. 組織・責任者・担当者の設定

2.1 組織図

有機飼料の生産のための構成員(組織)を明確にした後、この構成員の中から、いくつかの担当者を選任し、組織を定める。

認証の技術的基準で定められた必要な担当者は、生産行程の管理をする担当者・責任者と格付を実施する担当者・責任者である。

2.2 有機飼料の生産行程管理担当者・責任者の選任

三 生産行程管理を担当する者の資格及び人数

1. 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当するものが1人以上(複数の施設を管理、又は把握している場合には、適正な管理を行うのに必要な人数以上)置かれていること。[⇒具体的な資格要件の記載は次ページ参照]

2. 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、登録認証機関の指定する講習会において有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていること。

(認証の技術的基準より)

(1) 生産行程管理担当者の人選

組織の構成員の中で、「生産行程管理担当者」を決定する。生産行程管理担当者には、資格要件が定められている。申請時に、各担当者が資格を満たしていることを示す書類(履歴書等)を準備する。

【生産行程管理担当者の資格要件】

1. 大学で飼料の製造・加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した場合は、飼料の製造・加工の経験、またはこれに関する調査、指導、試験研究の経験が1年以上
2. 高卒以上の場合は、飼料の製造・加工の経験、またはこれに関する調査、指導、試験研究の経験が2年以上
3. 上記以外の場合は、飼料の製造・加工の経験、またはこれに関する調査、指導、試験研究の経験が3年以上

(認証の技術的基準より)

生産行程管理担当者として、組織の状況にあわせて、有機飼料の生産が十分に可能な人数を配置しなければならない。例えば、複数の農場で構成するグループであれば、農場ごとに生産行程管理担当者を置くなどの方法が考えられる。

注)自家生産する原料の格付がある場合、格付担当者は、上記だけでなく、P30に記載された農産物(飼料)生産についての資格要件が同時に必要となるので注意のこと。

(2) 生産行程管理責任者の選定

生産行程管理担当者が複数いる場合は、その中から次項(3)で述べる業務を行う生産行程管理責任者を1名選任する。担当者が1名の場合は、その者が生産行程管理責任者になる。

生産行程管理責任者は、登録認証機関が開催するかまたは指定する講習会を修了する義務がある。講習会を受講したら、責任者はその内容を、各担当者に伝え、情報を共有化する。

(3) 生産行程管理責任者の業務

三 生産行程管理の実施方法

三の2に規定する生産行程管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせること。

(認証の技術的基準より)

生産行程管理責任者が実際に実施する業務は、次のような内容である。

- ①生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- ②生産行程管理業務の一部を外注委託する場合は、外注管理に関する計画の立案及び推進
(委託者との契約書の作成・監査の実施など)
- ③工程異常が発生した時の対応

生産行程管理担当者は、上記の生産行程管理責任者の業務を補佐するとともに、各自の持ち場においての生産行程の管理又は把握を適切に行う。

2.3 格付担当者の選任

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付担当者として、講習会を修了した者が1人以上又は適正な人数以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

(認証の技術的基準より)

(1) 格付担当者とは？

格付担当者は以下の業務を実施する。

- ①出荷前に「格付検査(＝生産行程の検査＝JAS適合審査)」を実施する。
- ②表示が適切であることを確認する。
- ③マークを貼った後に、有機飼料のJASを満たさなくなった場合、その処分と表示の管理(有機として販売しないよう)をする。
- ④上記の記録を格付規程に定める期間、保管する。
- ⑤証票(JASマーク)の在庫管理

注) 格付検査(＝生産行程の検査)の内容と表示の管理の詳細は、この章の第7～9項を参照のこと。

(2) 格付担当者の資格

格付担当者には生産行程管理担当者と同じ資格要件(2.2の(1)参照)が定められている。認証の申請時には各担当者が資格を満たしていることを示す書類(履歴書等)を準備する。

(3) 格付担当者の人数

格付の場所、手順、頻度、時期など生産行程管理者の組織の状況により、業務が十分に可能な人数を配置しなければならない。

格付担当者は、登録認証機関が実施するかまたは登録認証機関が指定する講習会を修了する義務がある。(注:格付担当者は、担当者すべてが講習を修了しなくてはならない。)

(4) 格付責任者の選任

格付担当者が複数置かれている場合は、格付責任者を1人選任しておく。

3. 必要な施設・設備の確保

一 生産及び保管に係る施設

製造、加工、包装、保管、その他の工程に係る施設が、有機飼料の JAS の基準に従い、管理を行うのに支障のない広さ、明るさ、構造であること。

(認証の技術的基準より)

3.1 必要な施設の準備

(1) 有機飼料生産に必要な施設

有機飼料の生産に取り組むにあたっては、まず必要な施設・設備を、確保する必要がある。

(2) 施設・設備に関する準備物

以上の施設・設備が JAS の条件を満たしていることを認証時に証明できなければならないので、申請に当たっては、例えば次のようなものを準備しなければならない。

項目	必要な書類	ポイント
有機飼料の製造・加工の作業場所、その他の保管場所	作業場所の図面	どこで有機のものを取り扱うのか、有機でないものと混合しないよう管理ができるかどうかを示すために準備する。

【自家生産原料の場合の追加事項】

乾草やサイレージなど、自家生産の原材料を使用して、有機飼料を加工する場合、自家生産の栽培の工程における格付が必要となるため、この部分についても、施設に関する事項を記載しておく必要がある。このため、第5章で述べた以下の項目も準備する必要がある。

項目	必要な書類	ポイント
飼料の生産ほ場	ほ場の図面	周囲から禁止物質が飛来しないことがわかるよう、周辺の土地の使用状況について記載する。
	ほ場の管理履歴	過去、定められた期間、禁止された農薬や肥料が使用されていないことが証明できる作業日誌など
収穫された原料の貯蔵・保管場所	保管場所の図面	有機の専用サイロとするか、使用前に必ず清掃したことを記録する。隣接が一般品のサイロであれば、その排汁が有機品に流入しないための工夫。乾草等直接記号を書けない飼料は、パレット等で工夫して区分。

4. 内部規程の作成

4.1 内部規程の作成

JAS認証を取得するには、有機飼料の生産の管理の方法が、「内部規程」という形で書面にされ、なくてはならない。以下の内容が、認証の技術的基準に定められており、これらの項目について内部規程を準備しなければならない。

3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 原材料及び添加物の受入及び保管ならびに格付の表示の確認に関する事項
- (2) 外国(同等国)の政府機関その他これに準ずるものによって発行された証明書の確認に関する事項
- (3) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項
- (4) 製造、加工、包装、保管、その他の工程に係る管理に関する事項
- (5) 製造、加工、包装、保管、その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。)への通知に関する事項
- (9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

上記の項目に関して、JASの内容が網羅されるように規程を作成する方法について以下に述べる。

4.2 内部規程の作成にあたって

内部規程は、「具体的かつ体系的に」作成する必要がある。

「具体的に」とは、自分の言葉で、いつ、だれが、どこで、何の作業をするのかが明確にわかるようにすることである。JASをそのまま写したようなものは、具体的とはいえない。

「体系的に」とは、上記の9項目が、どこに記載しているのかどうか、誰でもわかるようにしておく必要がある。例えば上記の目次をまず作って、順に記載していくと体系的になる。また、「別表により定める」というような文書にするのであれば、その別表の番号を定め、同じ規程に添付できるようにしておく必要がある。

4.3 内部規程の個別項目の検討事項

次ページ以降に、内部規程の個別項目(1)～(9)に記載する内容について、JASの詳細を検討しながら述べていく。

(1) 原材料及び添加物の受入れ、保管、格付表示の認

認に関する事項例えば次のような項目を記載する。

項目	内容
原材料の受入	使用する原料の名称と購入先を記載する。 自家生産する原料の場合には栽培方法の記載が必要であるが、これについては、この項の最後の追記事項を参照のこと。
原材料の保管	どこに原料を保管するか、またその保管場所で、非有機の混入、薬剤の汚染を防止する方法について記載する。(専用置場にする、札を貼る、防虫防鼠対策など)
格付表示の確認	有機の原材料について、受入時点で有機 JAS マーク(又は有機飼料JASマーク)が付されていることを確認し、記録につける)

(2) 外国(同等国)の政府機関等によって発行された証明書の確認に関する事項

有機JASマークが付された有機飼料の入手が困難な場合に、同等国格付飼料を原材料として使用するときは、同等国の政府機関その他これに準ずるものによって発行された証明書入手し、有機飼料のJASに定められた事項が記載されていることを受入れの都度、確認する必要があることから、この手順を内部規程に記載する。

(3) 原材料の配合割合に関する事項

品目別に原材料の配合割合を決め、これを内部規程に記載する。その際当然ながら有機原材料が全体の95%以上であること(P22～25参照)が確実である必要がある。

(4) 製造・加工の工程の管理に関する事項

生産の各工程について、いつ、どこで、誰が、どのように行うのかを具体的に記載する。

作業場内で、有機飼料のJASの「製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理」に記載されているように、有機でないものの混入防止、薬剤汚染の防止、作業場内の防虫防鼠対策、使用資材の有無などを記載する。

(5) 生産に使用する機械及び器具に関する事項

以上の(1)、(3)及び(4)の各生産の場面で使用する機械・器具について、何を使用するかをリストアップし、内部規程に記載する。

機械・器具に関しては、薬剤汚染を防ぐなどの目的から、これらをリストアップする際に、機械・器具の清掃・洗浄方法について、同時に記載しておく。

また、清掃洗浄の記録をどのように記録するかについてもあらかじめ決めておく。

また使用ごとに記録をして状態を把握すると共にその記録を保管する。

(6) 生産行程管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

有機飼料については、生産行程管理記録の保存期間に定めはないが、出荷したものが有機飼

料であることを記録により証明するためには、飼料が通常、消費される期間、保管することが求められる。

(7)苦情処理に関する事項

有機JAS制度においては、有機JASへの適合が疑われるすべての苦情は、記録に残しておくことが求められる。有機JASへの適合が疑われるとは、例えば、抗生物質の検出や、その他薬品の残留、場合によっては、シール不良なども該当する可能性がある。

苦情処理についての規程の記載項目としては次のような内容が想定される。

苦情処理	・ 苦情の処理担当者を明確にする。受け付けた苦情はすべて処理担当者に連絡が行くように報告・連絡のルールを決める。 ・ 処理担当者は、苦情の原因を究明し、その結果再発防止対策を立て、相手に報告する。 ・ 以上の対応を記録に残し、保存する。普通のノートでも良いが、書式が決まっている方が記載漏れがなくて良い。 ・ 苦情の記録は、認証機関の求めに応じて開示する。
------	--

(8)年間の生産計画の作成及び当該計画の認証機関への通知に関する事項

この項目では、認証の技術的基準に定められた内容に従って次の2点を決定し、内部規程のこの項目として、文書化しておく。

- ・ いつ、だれがどのような年間計画を立てるか。
(例:生産行程管理責任者が、毎年〇月に、〇月から〇月までの飼料生産計画について作成する。)
- ・ 登録認証機関への計画の提出の時期
(例:上記の年間計画は、毎年〇月の年次調査の際に登録認証機関の要請に応じて提出する)

(9)生産行程管理の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し、必要な事項

登録認証機関が調査、確認を実施する場合、認証を受ける(受けた)事業者は、その内容について、対応する必要がある。ここでは事例として、以下の項目を挙げておく。

- ・ 毎年の年次計画の提出(認証機関からの要請にもとづく)
- ・ 毎年の格付実績の提出(前年4月から当年3月までの実績を6月末までに報告)
- ・ 認証の内容に変更があった場合に登録認証機関に報告をする。
- ・ 年次調査を1年に1回受ける。
- ・ 年次調査において指摘を受けた事項を改善する
- ・ そのほか認証機関から要請のあった内容に対応する。

【自家生産原料の場合の追加事項】

乾草やサイレージなど、自家生産の原材料を使用して、有機飼料を加工する場合、自家生産の栽培の工程における格付が必要となるため、この部分についても、内部規程に記載しておく必要がある。このため、第5章で述べた以下の項目も準備する必要がある。

追記－(1)種子、苗等又は種菌の入手に関する事項

種子について、例えば次のような項目を記載する。

項目	内容
種子は有機種子かそうでないか	
種子は自家採取か購入か	
自家採取の場合、	最初に種を導入した際(または更新の際)の遺伝子組換えでないことの証明を入手することを記載する。
	どの圃場の収穫物をどれだけ自家採取したのか、どこに保管したかの記録につけることを記載する。(記録の名称も記載)
購入の場合	種子の購入先
	遺伝子組換えでないことの証明書を入手することを記載する

追記－(2)肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項

項目	内容
肥培管理	肥培管理の方法は有機農産物のJASにのっとり、当該圃場の収穫残渣ほかを使用したたい肥等による土作りを基本として、外部からの投入資材の使用をできるだけ使用しない方法で栽培し、それでは栽培上問題が発生する場合に限り、有機農産物のJAS表A.1(肥料及び土壌改良資材)の資材を使用する。規程には、具体的にどのような資材を使用するのかまでを明確にする必要がある。
有害動植物の防除	有害動植物の防除の方法は有機農産物のJASにのっとり、耕種的、物理的、生物的防除を行う。万が一、重大な危害が発生する場合には、やむをえないものとして、有機農産物のJAS表B.1(農薬)の資材を使用する。規程には、具体的にどのような方法を行うのかを明確にする必要がある。
一般管理	肥培管理、有害動植物防除に限らず、生産行程のすべての段階で、禁止されている物質は、圃場に投入しないことを記載する。
育苗管理	育苗をするのであれば、その場所、使用する資材(育苗土)などを記載する。

追記－(3)生産に使用する機械及び器具に関する事項

以上の(1)、(2)及び次の(4)の各生産の場面で使用する機械・器具について、何を使用するかをリストアップし、内部規程に記載する。

機械・器具に関しては、薬剤汚染を防ぐなどの目的から、これらをリストアップする際に、機械・器具の清掃・洗浄方法について、同時に記載しておく。また、清掃洗浄の記録をどのように記録するかについてもあらかじめ決めておく。

資材について、使用方法を厳守すると共に保管場所・保管方法・在庫(使用期限)管理・廃棄の

際の手続法等、管理責任者を決め紛失・汚染等の事故がないようにする。また使用毎に記録をして状態を把握すると共にその記録を保管する。

追記一(4)収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理に関する事項

圃場から収穫して、上記のタイトルに記載された工程が、いつ、どこで、誰が、どのように行うのかを具体的に記載する。

作業場内で、有機農産物のJASの「収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理」に記載されているように、有機でないものの混入防止、薬剤汚染の防止、作業場内の防虫防鼠対策、品質管理のための使用資材の有無などの具体的方法を記載する。

5. 外注管理の方法について

生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進(を行う)

(認証の技術的基準より)

組織づくりの項(P47)で説明したとおり、生産行程のすべての段階について、だれが、どこで生産管理するのかを明確にして認証を取得する必要がある。

この場合、生産行程管理者の構成員は、内部規程を共有して生産管理活動を行う。

一方、生産の一部を外注対象にした場合は、生産行程管理責任者(担当者)が外注先の生産内容を管理し、把握する必要がある。

生産行程管理を外部に委託する場合は、委託契約を結び契約を保持する必要がある。

定期的にこの外注先を訪問して、JASに適合した方法を実施していることを確認する。

6. 認証取得後の生産行程管理の業務

5. 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行うこと。

6. 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

(認証の技術的基準より)

上記3にあるとおり、有機の生産においては規程に基づいて作業が行われなくてはならない。規程から逸脱した方法で生産している場合は、管理が不十分として改善指摘をうける。

規程は、定期的に見直して、実際の作業どおりのマニュアルであるかを常にチェックする必要がある。見直しされた規程は、速やかに関係各部署に配布し、従業員に周知徹底させること。また、必要に応じ登録認証機関に規程の変更内容を報告する。

【自家生産原料の場合の追加事項】

乾草やサイレージなど、自家生産の原材料を使用して、有機飼料を加工する場合、自家生産の栽培の工程においての格付が必要となるため、この部分についても、記録を保持しておく必要がある。このため、第5章で述べた以下の項目も準備する必要がある。

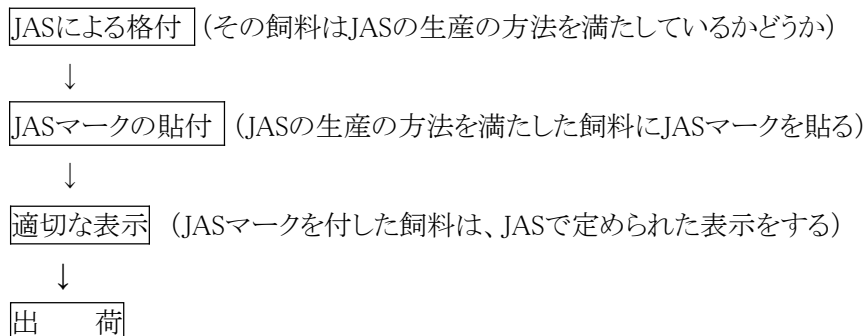
- ・ ほ場ごとのほ場履歴(栽培品種、肥料・農薬等使用記録)
- ・ 上記の根拠となる、業務日誌、入荷伝票など。

7. 生産の終了から出荷まで

7.1 生産、格付、出荷のフロー

有機飼料が生産されてから出荷されるまでの間に、次のステップが必要となる。

(1) 有機飼料の生産の終了から出荷までのステップ



上記の手順を確実に実施するために、格付担当者をおき(P48参照)、格付規程を作成して、格付規程に基づき業務を実施しなければならない。

(2) 予め印刷した容器に入れる場合の格付手順

上記の手順が、業務の効率の上で支障がある場合には、予めJASマークを貼付した容器・包装(例:印刷済みの袋など)に入れてから、後で格付を実施してもかまわない。但しこの場合、格付を終えた後でないと、出荷することはできないので、注意すること。

7.2 格付担当者の役割

すでに組織の項目で述べたとおり、格付担当者は以下の業務を実施する。

- ①出荷前に「格付検査(＝生産行程の検査)」を実施する。
- ②表示が適切であることを確認する。
- ③マークを貼った後に、有機JASを満たさなくなった場合、その処分と表示の管理(有機として販売しないよう)をする。
- ④上記の記録を格付規程で定める期間、保管する。
- ⑤証票(有機JASマーク)の在庫管理

格付検査とは、生産した飼料が有機飼料のJASを満たしているかどうか検査することである。検査といっても、有機飼料のJASは作り方の基準であるから、生産の実績が基準に沿っているかどうかについて、生産の行程を記録により判断する。これを「生産行程の検査」という。このため、生産の記録がないと、格付検査はできないことになる。

8. 格付規程の作成

8.1 格付規程に盛り込む内容

格付の実施方法を記載した格付規程を作成しなければならない。認証の技術的基準には、記載すべき項目について、以下のように定めている。

四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程(「格付規程」)を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機飼料のJASに不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

「有機農産物,有機飼料,有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法」(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第28号)

格付規程には上記の内容を盛り込む必要があるが、「具体的にかつ体系的に」整備することが重要なポイントである。

「具体的に」のレベルは、例えば、次のような内容を盛り込むことが必要となる。

- ・ 誰が(例:格付担当者が)
- ・ いつ(例:有機飼料の生産の終了後,出荷前までに)
- ・ どこで(例:格付担当者の事務所と飼料保管場所で)
- ・ どのように(例:生産記録等ロット追跡のできる記録を確認し、規程どおり(=JASどおり)に製造したことを確認し、合格したものにJASマークを貼り、以上を記録する)

「体系的に」は、上記の6項目が、どこに書いてあるかがすぐにわかることが、必要であり、また、別紙で述べる場合などは、別紙に番号をつけ、規程と一緒に保管されていることが必要である。以下に、格付規程6項目に記載すべき内容について、項目別に述べる。

(1) 生産行程についての検査に関する事項

飼料が生産されて有機JASマークを貼り付ける際に、JASどおりの生産が行われたかどうかを検査し、合格したものにJASマークを貼り付ける。この検査は生産行程の記録を確認することにより行う。生産行程の検査の方法については、別途告示で定められている。下記の枠内に記載している内容が、有機飼料に関する生産行程の検査の方法である。

三 有機加工食品及び有機飼料(調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る)の生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が、生産荷口ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

1. 次に掲げる事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認。
 - (1) 生産施設の配置
 - (2) 生産する飼料の種類、製造日、製造内容、原材料及びその使用割合
 - (3) 使用した飼料添加物、薬剤等の名称及び使用量
 - (4) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - (5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理方法
2. 有機飼料の日本農林規格箇条3.10に規定する有機飼料用農産物を自ら生産する場合にあっては、当該農産物の生産荷口に係る生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
3. 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口にかかるものであることの確認
4. 当該生産荷口に係る生産の方法が、有機飼料規格第の5に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

格付のための生産行程の検査の実施には、記録が付けてあることが前提となる。記録は原則として、生産行程管理担当者がつける。生産行程の検査は、生産行程管理担当者がつけた記録をもとに行う。

生産行程の検査の手順をフローで説明すると次のようになる。

生産行程の管理記録の作成

格付する製品は、生産ロット終了ごとに実施する。このロットに関して、生産行程管理記録が最後まで記載されているかを確認する。

記録の照合

格付担当者は、生産行程管理記録が、今から格付検査する製品についての記録であることを(例えば、製造ロット番号との照合などで)確かめる。

JASどおりかの確認

この記録を見て、生産行程管理の内部規程通りに生産されているかどうか(すなわちJASに適合した生産をしているか)を確認する。確認した場合は格付検査終了の記録(格付記録)をつける。(P64参照)

可否の判断

JAS適合であれば、有機表示をしJASマークを貼って出荷が可能。JAS不適合であれば、有機表示はできない。

乾草やサイレージなど、有機飼料用農産物を自らが生産して、原材料として使用する場合には、上記の生産行程の検査の方法の2に記載しているとおり、この格付の段階で、有機飼料用農産物の適合評価(栽培方法が有機の基準を満たしているか)を一緒におこなう。

(2) 格付の表示に関する事項＝JAS マークの貼り付け

ア. JAS マークを貼る場所

前項で、JASの生産の方法を満たした飼料であることが確認できたら、JASマークを実際に貼付する。JAS マークを貼る場所は、次のように定められている。

農林物資(即ち飼料そのもの)、容器・包装、送り状のいずれかに貼る。

(JAS 法第 10 条第 2 項に記載)

また、有機飼料の格付の様式及び表示の方法の告示において、表示の方法は次のように定められている。

容器もしくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

「有機農産物,有機飼料,有機畜産物及び有機加工食品
の格付の表示の様式及び表示の方法」(令和4年9月28
日財務省・農林水産省告示第24号)

飼料の場合、飼料そのものにJASマークを貼ることは考えにくく、通常は容器、包装、または牧草などではタグなどをつけてそこにJASマークを貼る。

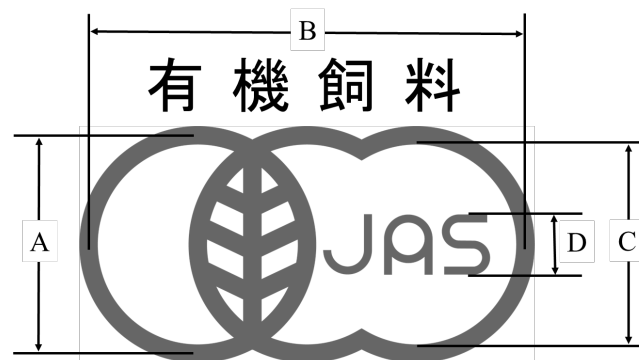
- ・ 送り状のみにJASマークを貼る方法でもかまわないが、この場合、現物との照合が困難になるので、望ましくない。

イ. 飼料の有機 JASマークの決まり

飼料の有機JASマークは、食品の有機JASマークとは別に定められている。食品の有機JASマークと異なるのは、JASマークの上に「有機飼料」と記載する必要がある点である。色については特に定めがない。

告示で表示の方法が次ページのとおり規定されているが、実際は予め認証機関よりその基準に合った有機JASマークを配布していることが多いので、現場ではこれを利用して、自ら印刷などをする。

印刷済み包装資材を使用する場合は、包装資材を準備する部門であらかじめ上記に従った表示にしておく必要がある。(あらかじめ登録認証機関に提出する)



- a) A は 5 mm 以上としなければならない。
- b) B は A の 2 倍とし、D は C の 3/10 とししなければならない。
- c) “有機飼料”の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- d) 認証機関名の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

(令和4年9月 28 日財務省・農林水産省告示第24号)

ウ. 有機飼料JASマークの枚数管理

有機飼料JASマークのシールまたは印刷された包装資材は、格付担当者の管理のもとにおき、間違った使用や不正使用がなされないように注意する必要がある。

(JASマーク受払簿の例)

年月日	印刷枚数	使用枚数	ロス	在庫
○月○日	5,000 枚			5,000 枚
○月○日		250 枚	2 枚	4,748 枚
...				...

エ. 有機飼料の表示

JASの箇条6に、有機飼料の表示についての基準が定められている。

(有機飼料の表示の基準)

有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機飼料」又は「オーガニック飼料」
- (2) 「有機飼料○○」又は「○○(有機飼料)」
- (3) 「オーガニック飼料○○」又は「○○(オーガニック飼料)」

(注)「○○」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。

2 転換期間中有機農産物又はこれを製造もしくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、(略)「転換期間中」と記載すること。

(3) 格付後の荷口の出荷または処分に係る事項＝マークを貼ってから出荷するまで

格付検査に合格して、JASマークを付したあと、出荷までの間、飼料を適切に管理することが必要である。

JAS法では、一旦JASマークを付したあと、次のような事態が生じたら、JAS マークをはがすこと(JASマーク表示の抹消)が求められている。

(JASマーク表示を抹消しなくてはならない事態)

- 一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物、その他の物質が使用され、又は混入すること
 - 二 上欄に掲げる農林物資(＝有機飼料)以外の農林物資と混合すること
- (農林水産省令第78条の有機飼料の項より)

従って格付規程のこの項目には、次のような内容を記載する。

- ・ JASマークを貼ってから、出荷するまでの工程にどのような工程を経るのかを明確にする。
- ・ その間、有機飼料と非有機のものが混合しないようにする方法を記載する。(例、識別管理の方法、工程の切り替え時の確認の手順など)
- ・ また、薬剤汚染をしないような管理の方法(保管場所等での薬剤使用についての決まりなど)を記載する。
- ・ 万が一、上記の枠に該当するような事態が生じた場合には、格付担当者に報告をするような仕組みを作る。
- ・ 連絡を受けた格付担当者は、事実を確認し、JASを満たさない状態が発生した場合には、必ず、JASマークをはがすなどの処置を行い、その旨記録をつける。

(4) 出荷後に有機飼料JASに不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

製品の出荷後にJASに不適合であることが判明した場合の対応手順を定めておく必要がある。例えば、以下の事項についての対応を具体的に記載する。

- －出荷先等への連絡
- －出荷した製品の取扱い
- －出荷した製品と同一の荷口（同ロット）の製品の取扱い

(5)格付記録の作成と保存

以上、(1)から(3)で述べた格付担当者の業務に関する記録を作成し、保存することを述べる。

格付記録は、生産行程の管理記録とは異なるので注意。2つの違いは次のようなものである。

生産行程の管理記録

生産行程管理担当者が、生産した内容を、記録につけたもの。

(例:播種、肥培管理、有害動植物の防除実施、収穫、収穫後の調製等の実施記録、これらを記載した日誌など)

格付記録

格付担当者が、上記生産行程の管理をみて、間違いなくJASどおりの生産が行われたことを確認したことの確認実施記録

格付記録のイメージは下記を参照。生産行程の管理記録を参考にし、何の記録で確認するかを予め明確にしておく必要がある。

【格付記録のチェックリストの例】

格付対象飼料 _____

生産ロット番号 _____

格付対象数量 _____

項目	確認内容	確認記録	評価
製造・加工工場	認証を受けた製造・加工場で生産されているか		
原材料	有機原材料はJASに準拠しており、JASマークが付されていたか。		
	有機以外の原料は、JASに準拠したものを使用したか		
配合割合	配合割合は、JASに準拠しているか。		
製造加工の管理	製造・加工の工程は内部規程に記載した方法で実施したか。		
	製造・加工の工程で非有機の混合の可能性はないか。 切り替え時の清掃を行い、その記録はあるか。		
	製造・加工の工程で薬剤汚染の可能性はないか。 工場内に使用した薬品の使用記録はあるか。		

格付判定 合格 ・ 不合格

格付担当者署名 _____

注)自家生産原料の場合は、第 5 章の格付記録(P45)の内容について同時に検査を行う必要がある。

(5) 格付の実施に関する認証機関による確認に関する事項

登録認証機関から、格付に関する確認があった場合には、格付責任者がこれに対応することを、格付規程に明確にしておく。

格付に関して、必ず登録認証機関に報告しなければならない事項は、年度の格付実績の報告である。この項目には次の内容について記載する。

- ・ 毎年、前年4月から当年3月までの格付の実績数量を、6月末までに認証機関に報告するものとする。
- ・ 格付規程を定期的に見直し、変更になった場合は、従業員に周知徹底させ、かつ必要に応じ、登録認証機関に報告する。

9. 認証取得後の格付業務

9.1 格付規程に基づく業務

- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- 3 名称の表示が、有機飼料規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

前項で述べたような、格付・JASマーク貼付・出荷に関する格付規程にのっとり、格付担当者は業務を実施しなければならない。

規程は適宜また定期的に見直し、業務が適切に実施できるようにする。規程の変更があった場合は、速やかに認証機関へ報告する。

また、上記枠の3にあるように表示についても、P61で述べたように表示が適切に付されなくてはならず、これも格付担当者の管理対象となる。

第7章 [参考情報] 有機畜産物のJASの概要

この章では、参考情報として、有機畜産物のJASの中で飼料に関係する部分について概要を記載する。

1. 有機畜産物の家畜・家きんに給与する飼料の基本原則

1.1 基本原則：

与える飼料の原則は次のとおりである。(P4の分類表を参照のこと)

- | |
|--|
| ① 有機飼料を給与すること(自家生産・購入) |
| ② 飼料添加物は、天然物質に由来する無機塩類(ミネラル)を使用することができる。 |
| ③ 魚粉等について条件付で使用することができる。 |

ア. ほ育期間中の家畜

母乳又は6ヶ月以上有機飼養されている同種の家畜の乳を給与する。(その入手が困難な場合の例外も定められている)

イ. 転換期間中の有機飼料については、条件付(購入する有機飼料の30%まで)で使用可能である。

ウ. 有機畜産用飼料の入手が困難な場合、非有機の飼料が全体の15%～20%認められる(畜種により比率が異なる)。但し、遺伝子組換えや禁止された添加物の使用は認められない。

エ. 粗飼料比率

牛、馬、めん羊及び山羊の場合は、粗飼料比率に決まりがある。

家畜の種類	比率の基準
肥育の最終期間の牛	粗飼料以外のもの(濃厚飼料等)の比率が75%未満
育成期の馬	粗飼料以外のもの(濃厚飼料等)の比率が80%未満
それ以外	粗飼料以外のもの(濃厚飼料等)の比率が50%未満

但し次の期間は、粗飼料比率は考えなくてよい

- ・ ほ育期間
- ・ 乳用牛又は乳用山羊にあつては搾乳を開始してから最初の3ヶ月間
- ・ 肥育の最終期間(牛を除く。)

1.2 例外規定

下記のような場合には、上記の基準を満たさなくてもよい。

災害又は輸入若しくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が著しく困難と認められる場合、50%までは非有機の飼料でもよい。
--

飼料自給率が50%以上あり場合、ほ場と家畜を同時転換する場合は、まだ有機転換期間を終了しない自給の飼料を給与することが可能。
--

2. 飼料の給与に関する詳細

2.1 粗飼料比率について(牛、馬、めん羊及び山羊)

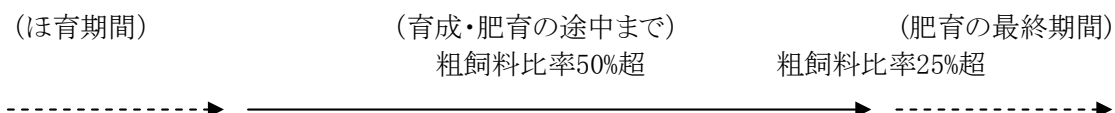
牛、馬、めん羊及び山羊の場合は、粗飼料比率に基準がある。

飼料給与体系を作成する際、あらかじめ下記の粗飼料比率に関する基準を考慮しておく。作成した給与体系どおりに給与すれば、基準をいちいち確認しなくてもよい。しかし、給与量に変動がある場合、再度計算して基準を守っていることを確認しなければならない。

粗飼料比率の基準は、ほ育期間・肥育の最終期間(牛を除く。)、乳用の搾乳の開始時期の3つの期間は適用を除外される。

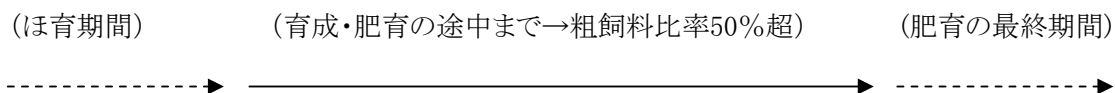
ア. 肥育の最終期間の牛の場合

ほ育期間と、出荷前の肥育の最終期間を除く期間は、粗飼料比率が25%超必要である。



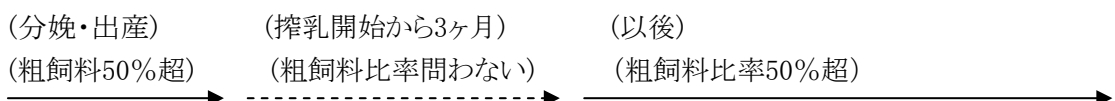
イ. 肉用のめん羊の場合

ほ育期間と出荷前の肥育の最終期間を除く期間は、粗飼料比率が50%超必要である。



ウ. 乳用牛と乳用山羊の場合

搾乳を開始してから最初の3ヶ月間を除き、粗飼料比率が50%超必要である。



エ. 粗飼料比率の計算の方法

粗飼料比率とは、全体の飼料中の粗飼料の給与比率をいう。

しかし、家畜が採食する飼料は、人が計画的に与えるものは計算できるが、放牧地で生草をいくら採食したかは把握できない。また家畜が個体ごとにどのくらい飼料を採食したかを把握することは困難である。

このような理由から、粗飼料比率の評価は、便宜的に、粗飼料以外の飼料(濃厚飼料など)の給与量を、あらかじめ設定されている家畜の「平均採食量」で割ることで求められる「粗飼料以外の給与比率」によって行う。このほうが計算しやすいので、この数値が、50%未満、75%未満であるかどうかということから評価を行う。この数値を100から引いたものを粗飼料比率と考える。

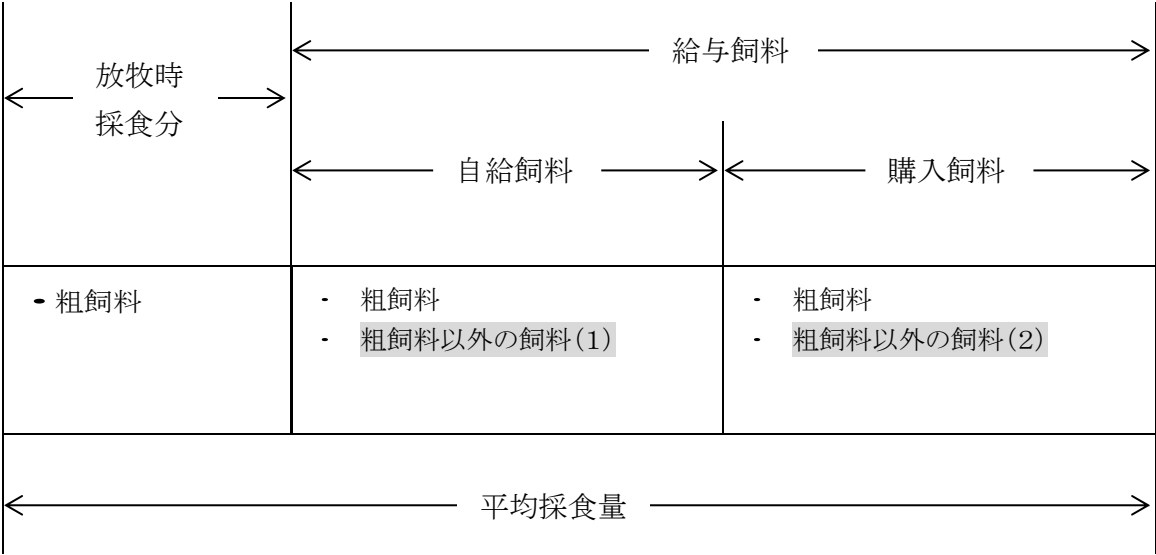
粗飼料以外の飼料の給与量は、給与体系があらかじめ定められていれば、そのとおりに給与さ

れている場合は、その数量を用いて良い(期間中変動がないか適宜確認すること)。
 家畜ごとの「平均採食量」は、有機畜産物のJASの別表C.1に記載されている。

$$\text{粗飼料以外の給与比率} = \frac{\text{(粗飼料以外の数量)}}{\text{(別表3の家畜ごとの平均採食量)}} \times 100$$

※乾物重量に換算して計算する。
 ※また日により変動すること考えられるため、計算は1ヶ月を期間として計算する。

● 図1 粗飼料以外の飼料の給与割合50%未満の考え方



粗飼料以外の飼料(1)+(2)が平均採食量の50%未満

2.2 飼料給与に関するいくつかの例外措置について

① 転換期間中の有機飼料の使用

有機飼料等のは場に転換しても転換期間を完了したものでないと、その圃場からの収穫物に「有機飼料」等の名称をつけることはできない。

しかし、有機飼料の栽培方法に転換をして1年を経過しまだ転換期間を完了していない(すなわち、2年目(3年目)まで)場合、「転換期間中有機飼料」等と表示することができる。

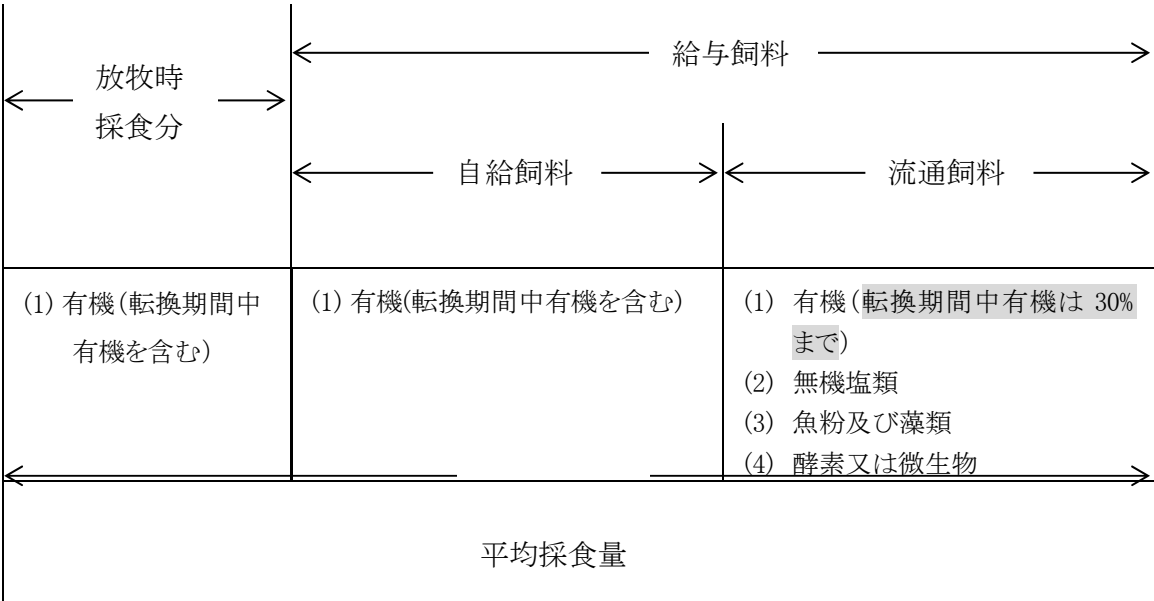
このような転換期間中の有機飼料を使用することも可能であるが、全体の割合に制限がある。

[転換中の割合]

用語		転換中の飼料の比率	例
有機畜産用自家生産飼料		有機農産物(及び牧草)、有機飼料	
有機畜産用 購入飼料	有機飼料等	<u>有機飼料等の割合の30%以下</u> であれば右の飼料等のうち、「転換期間中」のものを給与することが可能。	有機飼料等(有機農産物、有機飼料…)
			70%以上
	その他		転換中有機飼料等(転換中有機農産物、転換中有機飼料…)
			30%以下
無機塩類の補給を目的とする飼料添加物			
		魚粉及び藻類(有機畜産用飼料の5%以下に限る)	
		酵素又は微生物	

注) %の計算の際には、乾物重量換算で計算する。

● 図2「転換期間中有機飼料」給与の考え方



② 非有機飼料の給与

有機畜産用飼料が入手困難な場合は、必要量を給与できるようになるまでの間、有機飼料が100%入手できなくても、下記に定められた一定の割合で非有機の飼料を給与することが可能である。

	非有機飼料比率
牛、めん羊、山羊	非有機を15%まで給与可
馬、豚、家さん	非有機を20%まで給与可

但し、非有機のものであっても、遺伝子組換えのもの、抗生物質や合成抗菌剤を含むものは使用できないので、遺伝子組換えでない旨 (Non-GMO) の証明などを取っておく必要がある。

上記の使用比率の計算は次のように行う。

[非有機の飼料を使用する場合の使用限度量]

下記の表のうち、「 $D \div (E-C)$ 」が 15%(20%)以下であること。

種類		番号	飼料等の内容
有機畜産用自家生産飼料		A	有機農産物(及び牧草)
			有機飼料
有機畜産用購入飼料	有機飼料等	B	有機農産物
			有機加工食品(乳以外は不可)
			有機飼料(同等国格付飼料を含む。)
			有機畜産物の規格を満たす有機乳
	その他	C	無機塩類の補給を目的とする飼料添加物
			魚粉及び藻類
			酵素又は微生物
非有機飼料		D	
平均採食量	別表 3	E	別表3に畜種別に定められているのでその数字を自動的に適用。

注) %の計算の際には、乾物重量換算で計算する。

自家生産の非有機飼料も使用可能である。例えば転換を開始して1年に満たないものは非有機飼料扱いとなる場合など(④の(b)の項を参照)。

③ 災害または輸入若しくは輸送経路の途絶で有機畜産用飼料が入手できない場合

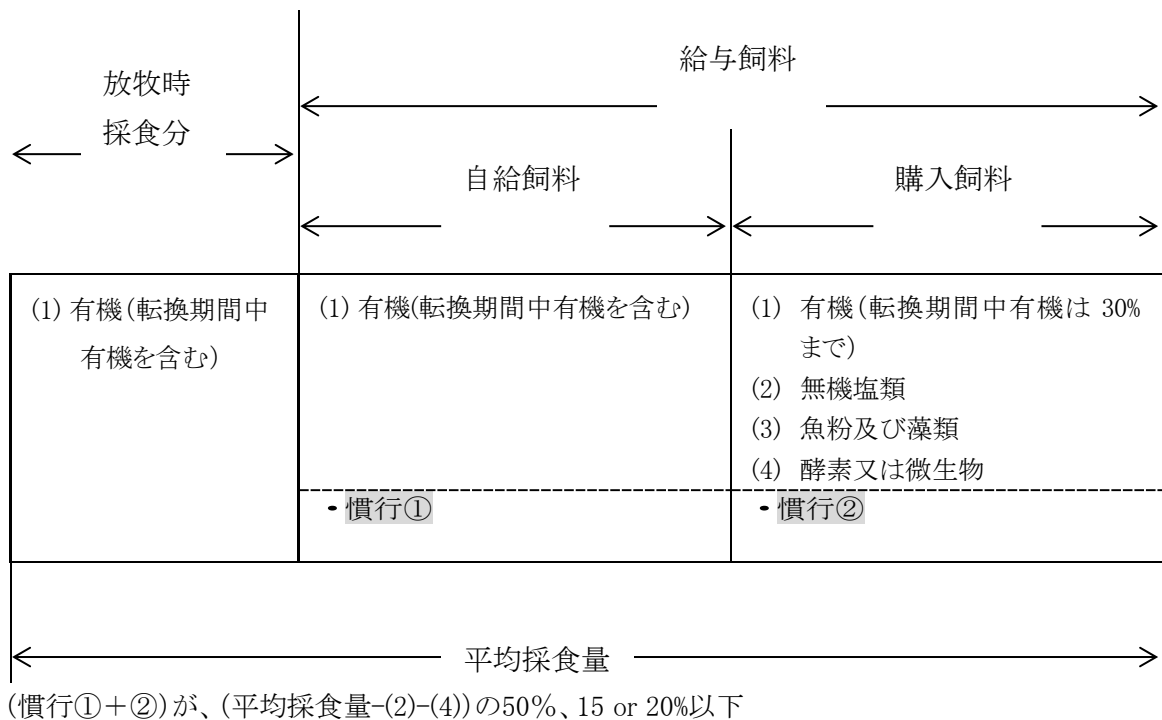
このような場合は、有機でない飼料を50%まで給与することができる。

災害や輸入の途絶などの発生について明確な理由を書面で残した上で適用する必要がある。

計算の方法は上記②と同じ方法による。

非有機のものであっても、遺伝子組換えのもの、抗生物質や合成抗菌剤を含むものは使用できないので、遺伝子組換えでない証明書などを取っておく必要がある。

● 図3 厳しい天災・人災時の「慣行飼料」50%及び慣行飼料15% or 20%の考え方



④ 飼料自給率が50%以上ある場合の飼料と放牧の優遇措置

(a) 牧地の転換期間の軽減措置

本来、有機飼養のためには、まず禁止物質の最終使用後2年～3年の放牧地の転換を済ませ、その上で放牧を開始する必要があるが、表題の条件を満たす場合、禁止物質を使用してすぐに放牧地として使用が可能である。

[本来の放牧地の転換と放牧の開始]

禁止物質の最終使用



放牧地の有機転換(2年間) 放牧の開始(家畜の転換6ヶ月) = 計2年6ヶ月必要
 (有機出荷)

[飼料自給率50%以上の場合の期間の軽減措置]

禁止物質の最終使用



放牧地の有機転換と放牧の開始(2年間) = 2年で有機表示が可能
 (有機出荷)

(b) 農場内の転換中の飼料の給与

上記のように、ほ場と採草放牧地に禁止物質の最終使用の直後からいきなり放牧を開始すると、そこで食べる生草や、飼料用の作物は、1年の転換期間を満たしていないので、本来は、非有機飼料の扱いになるが、表題の条件を満たす場合、これを食べることも問題なしとみなす。

但し、これらのほ場と採草放牧地は、周辺から禁止物質の飛来を防ぐような対策を講じており、また、禁止物質の最終使用以後有機農産物のJASに定めているような有機栽培を実施していることが条件となる。

このようにして、放牧をした家畜に関しては、転換開始から2年後から、有機表示をする対象として出荷が可能である。(即ち転換期間の削減の措置がされている)

● 図4 土地と家畜の「同時転換」の場合の例外の考え方

(購入飼料が50%未満に限られる)

